

保育部会 常任委員会

日時：令和 6 年 9 月 3 日（火）午後 3 時～5 時

会場：大阪府社会福社会館 3 階 301 会議室

-
- ・ 部会長挨拶
 - ・ 令和 6 年度 地域限定保育士試験実習受入について

《協議題》

1. 大阪府からの報告について …資料 1
2. 中央情勢について …全保協ニュース No.12-18
3. 第 67 回全国保育研究大会（奈良大会）について …資料 2
4. 令和 6 年度保育部会・保育士会会費等請求について …資料 3
5. 保育士等キャリアアップ研修について …資料 4
6. 保育士養成校と保育園・認定こども園との研究懇談会について …資料 5
7. 令和 7 年度大阪府の施策・予算に対する要望について …資料 6
8. 調査研究委員会からの報告 …追加資料
9. 地域貢献事業推進委員会からの報告 …資料 7-1、7-2
10. 大阪府保育士会からの報告 …資料 8-1、8-2

11. 各ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

12. その他

- ・「福祉のお仕事就職フェア」出展協力をお願いについて…別紙
- ・常任委員会の日程等について …別紙
- ・閉会挨拶

(常任委員会進行輪番表)

		今回	次回		
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和6年10月1日(火) 午後3時～5時
大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

私たちは、 大阪府食品衛生広域監視センターです

大阪府が定めた食品衛生監視指導計画に基づいて、食品等の安全性を確保するために、府保健所と連携し、食品関連施設への監視指導を行っています。

特に広域的に流通する食品等の製造施設や大量調理施設等を訪問し、衛生管理の確認や指導を行っています。

監視指導



細菌検査



食品衛生監視員の業務

食中毒予防啓発



ふきとり検査



大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課
食品衛生広域監視センター

〒575-0034

大阪府四條畷市江瀬美町1-16

TEL 072-863-0910

FAX

四條畷保健所 3 階

072-863-0912

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/koiki/index.html>



©2014 大阪府もずちゃん

食品衛生広域監視センターの主な業務

保健所と連携を図りながら、次の業務を行っています

➤大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

健康被害が発生した場合の影響が大きい施設(広域流通食品製造施設、大量調理施設、集団給食施設等)を重点的に監視指導を行います。

➤食品による健康被害の拡大防止や原因究明

大規模な食中毒事案が発生した場合、健康被害の拡大防止に努めるとともに、再発防止に向けた原因究明や衛生指導を行います。

➤HACCPに沿った衛生管理への支援 (HACCPの制度化)

事業者がよりよい衛生管理が行えるよう助言、指導を行います。

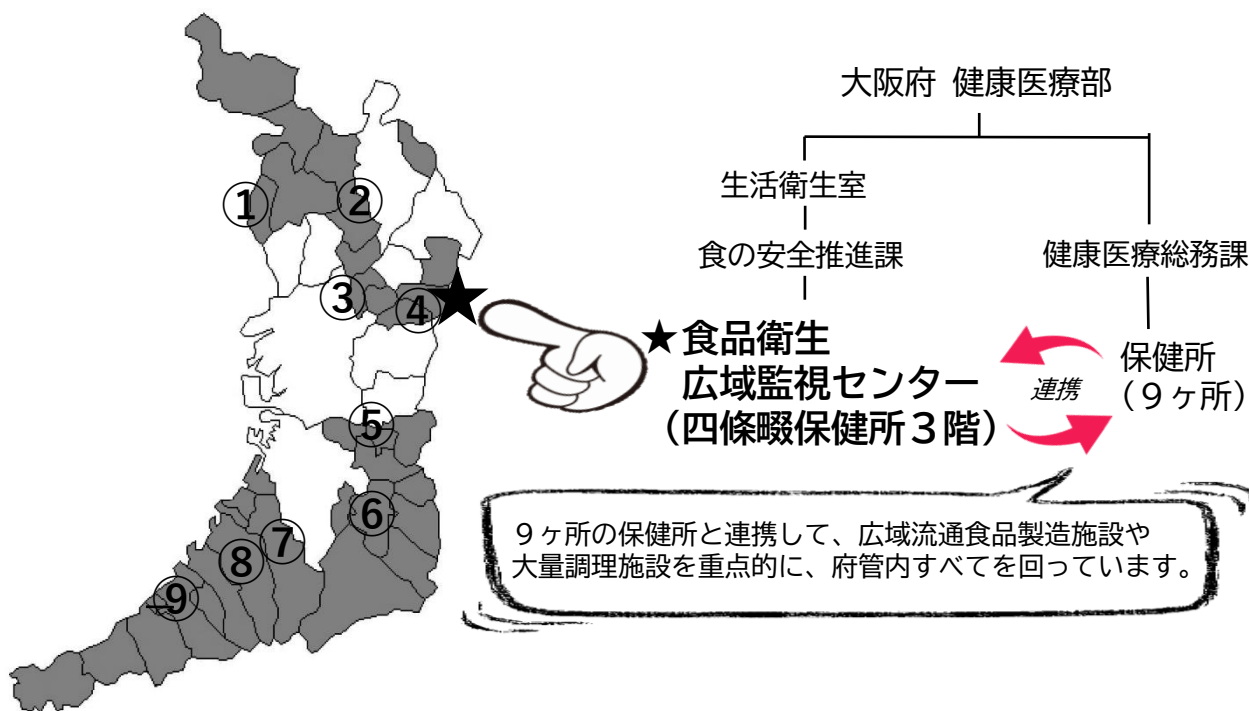
➤食品等の各種検査

食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品等の収去を行い、府内に流通する食品等の安全性を確認します。

➤その他

看板やポスターの掲示等、食品衛生の普及啓発を実施します。

大阪府保健所等の所在地



営業許可・届出は最寄りの保健所へ

保健所名	営業施設の所在地	電話番号	住所
① 池田	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	072-751-2990	池田市満寿美町3-19
② 茨木	茨木市、摂津市、島本町	072-620-6706	茨木市大住町8-11
③ 守口	守口市、門真市	06-6993-3134	守口市京阪本通2-5-5
④ 四條畷	大東市、四條畷市、交野市	072-878-4480	四條畷市江瀬美町1-16
⑤ 藤井寺	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	072-952-6165	藤井寺市藤井寺1-8-36
⑥ 富田林	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	0721-23-2682	富田林市寿町3-1-35
⑦ 和泉	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町	0725-41-1382	和泉市府中町6-12-3
⑧ 岸和田	岸和田市、貝塚市	072-422-5683	岸和田市野田町3-13-1
⑨ 泉佐野	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	072-464-9688	泉佐野市上瓦屋583-1

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 保育三団体協議会被災地支援募金 第2弾を送金(ご協力の御礼)……………1
- ◆ こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた第一回検討会が開催される…2

◆ 保育三団体協議会被災地支援募金 第2弾を送金 (ご協力の御礼)

1月1日に発災した令和6年度能登半島地震について、全国保育協議会では被災地情報の把握に努めるとともに、保育三団体（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟）において、被災地の保育所等及び保育活動等を支援するための募金を共同実施しています（全保協ニュース No.23-45 参照）。支援金第1弾は、4月に被災地の保育組織へ送金を実施しております(第1弾支援金総額 31,000,000 円)(全保協ニュース No.24-03 参照)。

この度、6月末に支援金第2弾を送金いたしました（第2弾支援金総額 78,074,182 円）ので、ご報告いたします。

支援募金は令和6年5月31日をもって終了いたしました。募金総額は 109,187,144 円に達しました。多くの皆様にご協力をいただきましたこと、心より感謝申しあげます。

支援金は、各保育組織にて、被災地域の保育所等並びに保育組織及び被災地域における保育活動等を支援することを目的に使用されます。被災地の皆様の日常が一日でも早く戻ってくるよう、本会は全社協等と協力しながら、今後も支援に取り組んでまいります。

◆ こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた 第一回検討会が開催される

3歳未満のすべての子どもが、毎月一定時間通園できる新たな制度「こども誰でも通園制度」が令和8年度から全国で実施されることを前に、こども家庭庁で具体的な運用方法などを議論する検討会の第一回が6月28日に開催されました。

本検討会の構成員として、全保協から伊藤唯道副会長が参加しています。

第一回検討会では、試行的事業で補助上限としている月10時間の設定に対する利用時間拡大の検討や、人員配置と設備運営の基準設定、補助額の設定に対する引き上げなどに対する意見が出されました。

検討会では今後、下記の点を複数回かけて議論し、今年12月に中間的な取りまとめをするとしています

- ・ 令和7年度の利用時間（利用可能枠の在り方）について
- ・ 人員配置、設備運営基準（内閣府令）について
- ・ 安定的な運営の確保について
- ・ こども誰でも通園制度を実施する上で手引きになるようなものの作成について（年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方等）
- ・ 総合支援システムについて（個人情報の取り扱いを含む）

また、7月5日に岸田総理のこども誰でも通園制度の試行的事業の視察を経て、虐待等が疑われるなど要支援家庭のこどもを受け入れる場合にこども一人当たり1時間400円の加算、医療的ケア児など外出が困難なこどもを受け入れる場合はこども一人当たり1時間2,400円の加算と、補助加算を創設する方針で、今後実施要綱の改定が予定されるとのことです。

なお、国では本検討会でまとめた内容をもとに、令和7年度中に子ども・子育て支援事業として制度化し、人員配置や設備基準の留意点などを定め、令和8年度からの全国一律での本格的実施をめざすとしています。

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen/38a0a6ec>

こども家庭庁ホーム＞会議等＞こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会＞こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第1回）

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

－今号の目次－

- ◆【協力依頼】生成 AI 活用に関するアンケート調査(こども家庭庁)……………1

◆【協力依頼】生成 AI 活用に関するアンケート調査(こども家庭庁)

こども家庭庁では、地方公共団体や保育施設等の子育て関連事業者等がこども・子育て分野の業務において生成AI利用等を適切に進められるよう、こども・子育て分野における生成AI利用等の事例調査及び実証事業等を実施し、効果や課題、留意点等をまとめたガイドラインを作成することを計画しています。

このたび上記趣旨のもと、生成AIの活用実態及びニーズについてアンケート調査を実施し、本会に協力の依頼がありました。

つきましては、業務ご多忙の折大変恐縮ですが、会員の皆様にアンケートへのご協力をお願いしたく、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、こども家庭庁では6月17日付で各都道府県を対象とし、同趣旨の事務連絡をこども政策担当部局宛に送付しており、一部認定こども園には既に展開されている可能性がございます。既にご回答いただいた施設につきましては、再回答の必要はございませんのでご放念ください。

大変お手数おかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。アンケートの詳細については、次のページをご確認ください。

【アンケート要領】

こども・子育て分野に関連する地方公共団体の業務及び保育施設等の業務において生成 A I の利用に向けた課題・ニーズを調査します。

(1) 対象:

全国の保育所・認定こども園

(2) 回答期限:

令和 6 年 8 月 16 日までを目途にご回答をお願いします。

(3) 回答方法: 下記①または②によりご回答ください。回答は 1 施設、1 度の回答としてください。

① 以下の URL へアクセスいただき、アンケートへの回答をお願いいたします。

回答 URL : <https://www17.webcas.net/form/pub/kodomoai/kodomoai>

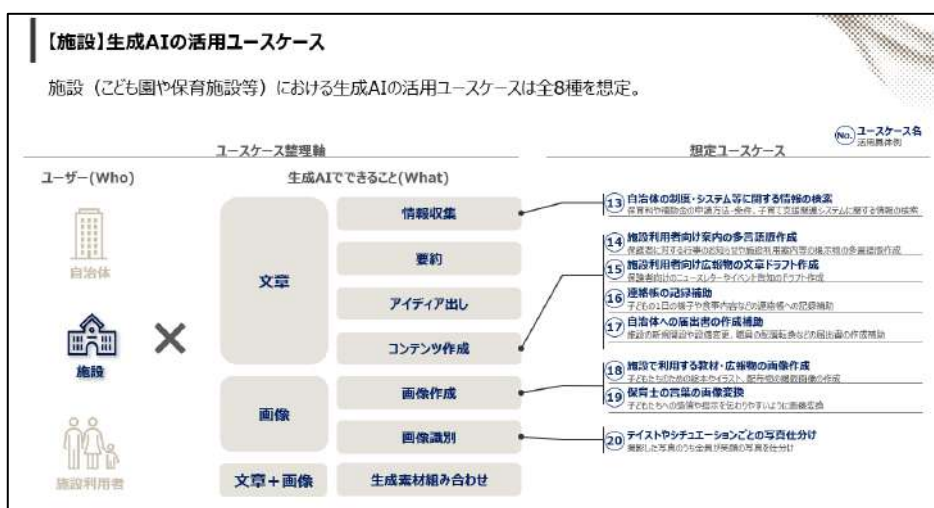
② 上記 URL での回答が困難な場合は、添付の Excel 回答票にて回答いただき、「JPABCFIDL@abeam.com」にメールにて、直接送付ください。

【本件の問い合わせ先】

こども家庭庁 調査委託先事業者（アビームコンサルティング株式会社 担当者 細野、井上）

メール : JPABCFIDL@abeam.com／電話 : 070-2642-76221

なお、保育所・認定こども園等での A I の活用については、園利用のご案内や保護者に対するお知らせの文章・多言語版の作成、連絡帳の記録補助、自治体への書類の作成補助、保育士の言葉の画像変換など、さまざまな利用が想定されています。



「ユーザー別生成 AI ユースケース一覧」より抜粋 アビームコンサルティング株式会社

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 令和7年度予算要望活動を実施(保育三団体協議会)……………1
- ◆ 「こども性暴力防止法」(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が公布……………3
- ◆ 【協力依頼】「乳幼児における食物での窒息ヒヤリハット事例に関するアンケート」
(昭和大学)……………7

◆ 令和7年度予算要望活動を実施(保育三団体協議会)

令和6年7月22日、全国私立保育連盟、日本保育協会と協働して予算要望活動を行いました。本会 奥村尚三会長、全国私立保育連盟 川下勝利会長、日本保育協会 吉田学理事長が、こども家庭庁および自民党保育関係議員連盟所属議員を訪問し、人口減少地域における保育の維持・継続、公定価格の改善と保育人材の確保、職員配置基準の改善、主任保育士の必置化や就学前教育・保育施設整備交付金等の確保、「こども誰でも通園制度」の趣旨の徹底等を要望し、意見交換を行いました。



こども家庭庁渡辺長官へ要望書を手交

こども家庭庁では、渡辺由美子長官、藤原朋子成育局長との面談に加え、栗原正明保育政策課長との意見交換を行いました。栗原課長からは、人口減少のなかの保育のあり方については、「新子育て安心プラン」の後継プランのなかで盛り込むことになると考えているため、来年度予算に向けて何が出来るかを考えていきたいということ、また「こども誰でも通園制度」の令和8年度の本格実施に向けて、令和7年度より「こども誰でも通園制度」

の予約システム等を組み込んだ DX を推進していくこと等の話がありました。

こども家庭庁のほか、有村治子参議院議員、片山さつき参議院議員、田村憲久衆議院議員（当日の訪問順）には、保育三団体の長が直接要望書を手交するとともに、要望内容をはじめ、保育をとりまく現状について意見交換を行いました。



田村自民党保育議連会長へ要望書を手交

田村憲久衆議院議員（自由民主党全国保育関係議員連盟会長）からは、今後 30 年の間に子どもの数が半減するなかで、保育のあり方を今後どうしていくのか、ソフトランディングのあり方を検討する必要がある、保育所の多機能化等含め、地域のそもそものあり方を検討することが必要であるとの認識が示され、こども家庭庁に働きかけを行うとの話がありました。

令和 7 年度 保育関係予算要望(概要)

すべての子どもの健やかな育ちを保障することは国の責任です。

国が自らの責任として保障するすべての子どもの育ちについて、日本のどこに生まれても、等しく健やかな育ちが実現されるよう、令和 7 年度保育関係予算について次のことを要望します。

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
 - (1) 職員配置基準の改善
 - (2) 公定価格の改善と保育人材の確保
 - (3) 主任保育士の必置化
 - (4) 施設長の資質向上
3. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください
4. 「こども誰でも通園制度」の主旨を徹底してください
5. 保育所・認定こども園が開設した「避難所」も災害救助費の対象にしてください
6. 少子化傾向を反転させるため、子育て家庭の負担を軽減してください
7. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

要望内容の詳細については、下記 URL または QR コードから全保協ホームページにアクセスし、ご覧ください。

ホーム>全国保育協議会とは>要望活動

<https://www.zenhokyo.gr.jp/aboutus/request/>



◆「こども性暴力防止法」(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が公布

令和 6 年 6 月 19 日、「こども性暴力防止法」(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が可決・成立し、6 月 26 日に公布されました。同法では、子どもを性暴力から守るため、学校設置者等(学校、児童福祉施設等→以下、本ニュースでは児童福祉施設等と表記します)が行わなければならない取り組み等が規定されています。

「こども性暴力防止法」の概要

1. 児童福祉施設等の責務

児童福祉施設等は、従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 児童福祉施設等が講ずべき措置

児童福祉施設等が講ずべき措置として以下を規定

- ・ 従事者等に研修を受講させることや、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 従事者等としてその業務を行わせる者について、下記 3.「犯罪事実確認の仕組み」により特定性犯罪前科の有無を確認
- ・ 特定性犯罪前科の有無を踏まえ、児童対象性暴力等がおこなわれるおそれがある場合の防止措置(教育、保育等に従事させないこと等)を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 犯罪事実確認の仕組み等

児童福祉施設等が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。この仕組みは、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。

内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、特定性犯罪(痴漢や盗撮等の条例違反を含む)の前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は

通知内容の訂正請求が可能。

4. その他

この法律に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定。

上記 3.の「犯罪事実確認の仕組み等」については、いわゆる「日本版 DBS」を呼ばれているものです。その仕組みを用いた確認等について、児童福祉施設等に義務付けられることになりました（上記 2.）。

児童福祉施設等は、その業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに、特定性犯罪の前科があるかどうかの確認を行わなければなりません。また、法律施行時に既に業務に従事していた者についても、施行日から起算して 3 年以内で政令で定める期間を経過する日までに、その全ての者について、犯罪事実確認を行わなければならないとされています。

確認の流れは下記のとおりです（詳細は 4 ページの図参照）。

- | |
|---------------------------------|
| ① 事業者がこども家庭庁に申請 |
| ② 必要書類のうち戸籍については本人から直接こども家庭庁に提出 |
| ③ こども家庭庁が法務大臣に対し、性犯罪歴照会 |



性犯罪歴がない場合	性犯罪歴があった場合
④ こども家庭庁が犯罪事実確認書を作成・事業者に交付。	④ 事業者よりも先に本人に通知。本人は、通知内容の訂正を請求可能。訂正請求期間（2 週間）は犯罪事実確認書は交付されない。
	⑤ 訂正請求期間（2 週間）中に本人が内定辞退等すれば、申請却下（犯罪事実確認書の交付なし）。
	⑥ 訂正請求せず 2 週間が経過すれば、性犯罪歴がある旨の犯罪事実確認書を交付。

確認対象となる犯罪歴は、この法律において「特定性犯罪」とされ、不同意わいせつ罪や児童ポルノ禁止法違反罪等のほか、痴漢や盗撮などの条例違反などが示されています。

犯罪事実確認の結果、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を本来の業務に従事させないなどの措置を講じなければならないとされました。

「こども性暴力防止法」は、公布の日から起算して2年6か月を越えない範囲で施行されるとされており、2026年度中に制度開始が予定されています。今後、性犯罪前科がある
と確認された場合、配置転換や解雇を含めてどう対応するのか等を示すガイドラインが策
定される予定です。

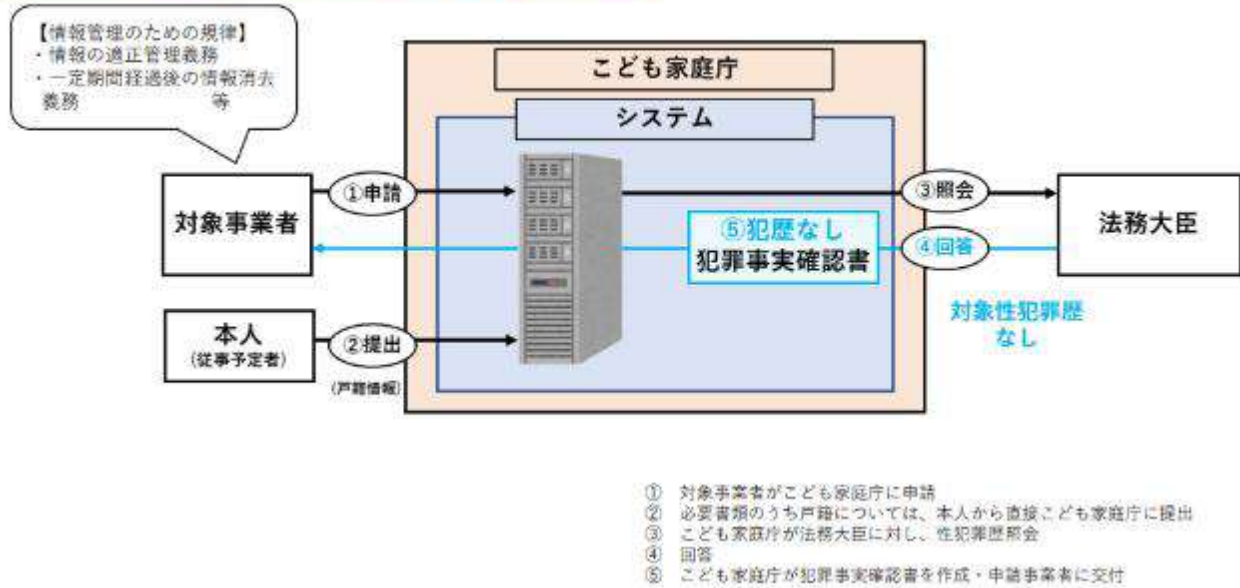
なお、令和4年6月に成立した改正児童福祉法における、児童生徒性暴力等を行った保
育士についての登録取消しや再登録の制限等、資格管理の厳格化については、既に令和5
年4月1日から適用されており、児童生徒性暴力等を行ったことによって保育士等の登録
を取り消された者の氏名や登録の取り消し事由等に関する情報に係るデータベース（保育
士特定登録取消者管理システム）の運用が令和6年4月1日から開始されています。

これにより、保育所等が保育士を任命・雇用しようとするときはデータベースを活用す
ることが義務付けられました。対象となる職は「保育士」であり、データベースには「児
童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者」の氏名や生年月日、登
録番号などが掲載されます。対象施設・事業者は「保育士を任命又は雇用する者」とされ、
「対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索」し、確認後の対応は「各事業者
で適切に判断」とされています。

（事務局まとめ）

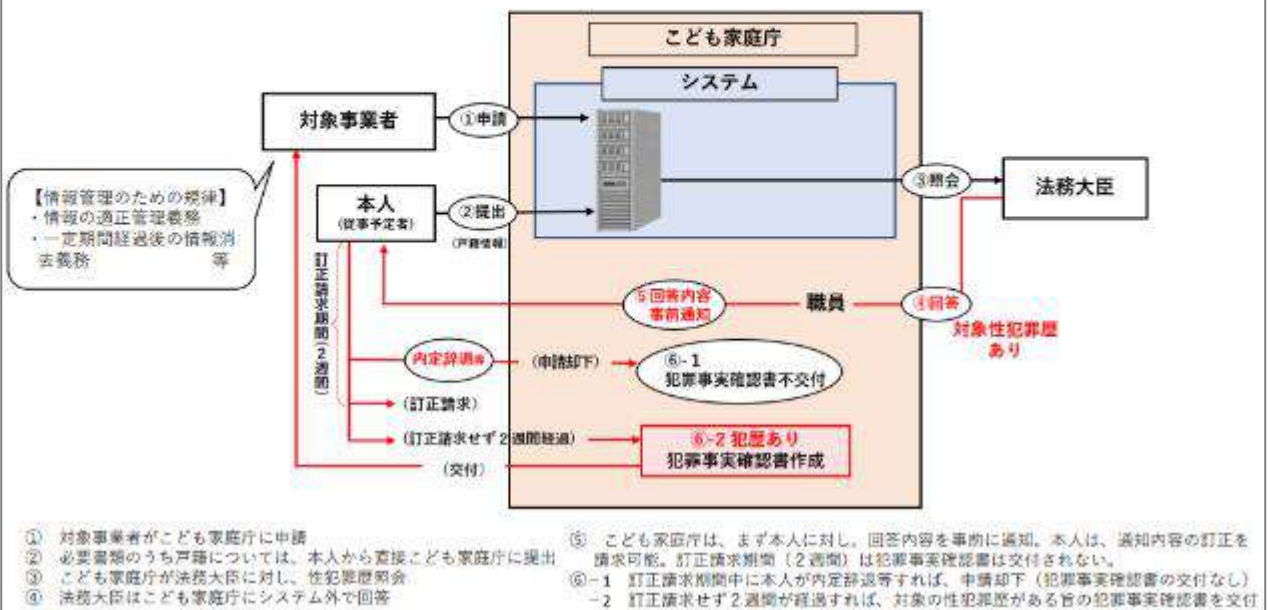
	「こども性暴力防止法」における 「犯罪事実の確認の仕組み等」	「改正児童福祉法」における 「児童生徒性暴力等を行った保育士の資 格管理の厳格化」
概要	・ 教育保育に従事する者について、「特定性犯罪」の前科の有無について確認を、事業者に義務付け	・ 児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限等、資格管理の厳格化を行う ・ 児童生徒性暴力等を行ったことによ って保育士等の登録を取り消された 者の氏名等のデータベースを構築し、 活用することを事業者に義務付け
対象者	教育保育に従事する全ての者	保育所等が保育士を任命・雇用しようとするとき
確認事項	教育保育に従事する者の、「特定性犯罪」の前科の有無	児童生徒性暴力等を行ったことによる登録取消しや再登録の制限等の有無
事業者としての対応	教育保育に従事させないなどの措置を講じる	各事業者で適切に判断する
開始時期	令和6年6月26日から2年6か月を越えない範囲	資格の厳格化：令和5年4月1日 データベースの活用：令和6年4月1日

犯罪事実確認書交付フロー 1（犯歴なしの場合）



犯罪事実確認書交付フロー 2（犯歴ありの場合）

- 本人（従事予定者）に回答内容を事前に通知し、本人は訂正請求可能とする。
- 訂正請求期間中に本人が内定等辞退すれば、申請が却下され、手続終了（犯罪事実確認書不交付）。



詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts>

こども家庭庁ホーム＞政策＞こどもの安全＞こどもの性被害を撲滅するための政府の取組

◆【協力依頼】「乳幼児における食物での窒息ヒヤリハット事例に関するアンケート」(昭和大学)

昭和大学歯学部口腔衛生学講座において、保育施設を対象とした「乳幼児における食物での窒息ヒヤリハット事例に関するアンケート」を実施されます。この調査は、乳幼児の安全を確保し、保育現場でのリスクを減少させることを目的としているとのことです。

この度、本会にアンケート協力の依頼があり、会員の皆さんにご協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

窒息による死亡事故の発生については、平成 28 年から令和 2 年の間に 0～2 歳児で 98 件の食物の誤えんが報告されています。また、厚生労働省のデータでは、平成 26 年から令和元年の 6 年間で食物の誤えんによる死亡事故は 14 歳以下で 80 名、そのうち 5 歳以下が 73 名を占めています。本調査は、保育所での窒息ヒヤリハット事例を詳細に収集し、児童の状況や保育の環境など、様々な要素から分析し、今後の事故防止と注意喚起に繋げることが考えられています。

【調査依頼先】 保育所・認定こども園等

※可能な限り多くの保育園に係る職種の方にご回答をいただけますようお願いいたします。

【アンケートについては下記 2 次元コードよりご回答ください】



【問い合わせ先】

昭和大学歯学部口腔衛生学講座

弘中 祥司（ひろなか しょうじ）氏

住所：東京都品川区旗の台 1-5-8

電話：03-3784-8172

Mail：koeisei@dent.showa-u.ac.jp

合わせて、別添 PDF「窒息ヒヤリハット事例に関するアンケート チラシ」をご覧ください。

昭和大学 口腔衛生学講座

Webアンケートご協力をお願い



近年保育所等において乳幼児の窒息事故が相次いでいます。そこで、窒息ヒヤリハット事例に関しての実態調査を行い、窒息事故の予防・対策を立案することを目的としています。皆様のご協力をお願いします。

対象

保育園勤務の職員の方

調査方法

所要時間
 **10分**

右記2次元コードを
読み取るか
下記URLからアクセス
してください



» <https://forms.gle/gQwHZFP4QU57Xor19>

回答締め切り

9/30まで

お問い合わせ



昭和大学歯学部口腔衛生学講座
弘中 祥司

Mail 12koeisei@dent.showa-u.ac.jp

Tel :03-3784-8172

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 子ども・子育て支援等分科会(第6回)が開催される(こども家庭庁)……………1
- ◆ 「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」について(こども家庭庁)……………3

◆ 子ども・子育て支援等分科会(第6回)が開催される(こども家庭庁)

令和6年8月2日、「第6回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」とされています。令和4年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第6回子ども・子育て支援等分科会では、下記について、確認・協議が行われました。

(1)子ども・子育て支援関係制度改正等の状況について

- ・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要
- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の概要
- ・ こどもまんなか実行計画2024の概要、経済財政運営と改革の基本方針2024・新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画2024年改訂版・規制改革実施計画について

(2)保育施策関係の最近の動向について

- ・ 「第1回こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」について

- ・「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制について
- ・保育 DX の推進について
- ・特定教育・保育施設における職員の配置改善実態調査の実施状況について
- ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に向けた関係実務者意見交換会の開催について
- ・基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置について
- ・「令和5年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

(3)子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について

(4)次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており、上記の内容を受け、下記内容を発言しています。

1. 人口減少地域について

人口減少地域では、保育人材の確保も含めて地域の保育ニーズに即した保育をいかに提供していくかということについては、もはや一刻の猶予もない喫緊の課題であるという会員の声が目ごとに多くなっている。「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制を議論するに当たっては、ぜひ保育現場の現状や意見をしっかりと聞いていただき、把握していただきたい。

2. 配置基準の改善について

配置基準の改善については、4、5歳児、3歳児の配置基準の改善を実現いただき感謝する。1歳児の配置基準の改善についても早期に改善を進めるということであるが、特に今後、三つ子の魂百までと言われる応答的な関わりが重要な時期である2歳児についても、ぜひ改善をしていただきたい。指針や保育要領の狙いを達成したいと思っている私たち保育現場は、適正な配置基準の改善を本当に待ち望んでいるところ。

また、看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の配置基準も適当なのかどうかということをしっかり精査していただきたい。

3. 地域のすべての子ども・子育て家庭を支えるために

全国で誰でも通園制度が始まることになるが、この事業が有意義に動くために、そして、スムーズに動くためにも、主任保育士の役割は大変大きいものである。この事業を各園で進めるにあたっては、マネジメントをする立場の主任保育士の役割は大変大きい

と思っているため、その専門性を十分に発揮して保育の質をさらに向上させるためには、加算ではなくて公定価格上の配置基準に含んで専任必置化をしていただきたいということを重ねてお願いしたい。

4. 保育 DX の推進にあたって

保育 DX の推進にあたって、お示しいただいている目指すべき姿は、とても理想的な形だと思っている。しかし、この推進をしていくにあたっては、各施設の現状が十分なものであるかということに関して、非常に心配だという声を会員から聞いている。DX を実現するためには、実際に使用する自治体・施設において ICT が拡充されることがまず必要だと考えており、ぜひそれが進むように自治体への働きかけを実施していただきたい。

5. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方改革

こどもまんなか社会を実現するための働き方改革について、保育所においては 11 時間開所、土曜日の開所が求められている。保護者の就労の関係で開所時間の全てを園で過ごす子どももいる。それは国が目指すこどもまんなか社会なのかどうかということについて、今一度お考えいただきたい。

働き方改革は早急に行うべき課題だと思っている。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、こどもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方についても改善されるよう、11 時間開所が求められる保育所等の開所時間の在り方等についても御検討いただきたい。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/37e4e684

こども家庭庁ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第 6 回子ども・子育て支援等分科会

◆「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」について(こども家庭庁)

「経営実態調査」については、前回の令和元年度調査から 5 年が経過しています。この度、こども家庭庁において、公定価格の改善に取り組むにあたり、直近の幼稚園、保育所、

認定こども園及び地域型保育事業所の経営実態を把握するため、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」が実施されることとなりました。

本調査の対象については、公立、私立の保育所・認定こども園の中から無作為に抽出され、8月上旬より順次、封書が発送されます。回答期限については9月6日（金）までとされていますが、この期限を過ぎても可能な限りご協力をいただきたいとのことです。

本調査は、上記に記載のとおり、公定価格の改善に取り組むために重要なデータであり、今後の政策に反映されるものです。保育人材の確保が厳しいなか、調査に協力する時間がないという状況があるかもしれませんが、そうした状況を国に伝えることができる調査でもあります。

調査票が到着した場合は、是非ご協力をいただきますようお願いいたします。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 第67回全国保育研究大会(奈良大会)分科会登壇者のお知らせ……………1
- ◆ 【協力依頼】「顧客推奨度調査」へのご協力のお願いについて(厚生労働省)……………3
- ◆ 重大事故防止のための啓発資料について(こども家庭庁)……………4

◆ 第67回全国保育研究大会(奈良大会)分科会登壇者のお知らせ

第67回全国保育研究大会（奈良大会）分科会登壇者が決まりましたので、下記のとおりお知らせいたします。本大会は多くの方にお申込みいただいております、一部の分科会は定員に達したところもございますが、8月30日までお申し込みを受け付けております。みなさまのお申込みをお待ちしております。お申し込みは、全保協ホームページの大会特設ページ（下記 URL）からお願いいたします。

【大会お申込み】 <https://www.zenhokyo.gr.jp/lp/lp-1237/>

第67回全国保育研究大会（奈良大会）分科会登壇者 一覧

第1分科会 会場：奈良県コンベンションセンター

テーマ	新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～	
講師	北野 幸子氏（神戸大学大学院 教授）	
発表事例	都道府県等	施設名
	岩手県	明和保育園
	長野県	豊野ひがし保育園
	鹿児島県	朝仁保育園

第2分科会 会場：奈良県コンベンションセンター

テーマ	配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて	
講師	七木田 敦氏（広島大学 教授）	
発表事例	都道府県等	施設名
	奈良県	認定こども園 生駒ビュアこども園
	広島県	常石すくすくハウス
	沖縄県	やまびこ久辺保育園

第3分科会 会場：奈良県コンベンションセンター

テーマ	保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する	
講師	清水 益治氏（帝塚山大学 教授）	
発表事例	都道府県等	施設名
	秋田県	花輪にこにこ保育園
	東京都	グラン仙川ちとせ保育園 深大寺東町ちとせ保育園
	山口県	第二乳児保育園 西岐波保育園

※発表テーマは9月上旬に
お知らせします

第4分科会 会場:奈良県コンベンションセンター

テーマ	地域の子育て家庭への支援の充実にむけて	
講師	立花 直樹氏 (関西学院短期大学 准教授)	
発表事例	都道府県等	施設名
	石川県	あおば保育園
	愛媛県	西条市立東予北保育所 西条市立東予南こども園
	長崎県	いちご保育園

第5分科会 会場:奈良県コンベンションセンター

テーマ	子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにむけた関係機関とのネットワーク	
講師	倉石 哲也氏 (武庫川女子大学 教授)	
発表事例	都道府県等	施設名
	横浜市	横浜市長津田保育園 横浜市永田保育園
	愛知県	美和こども園
	鳥取県	浜村保育園

第6分科会 会場:奈良県コンベンションセンター

テーマ	家庭や地域との連携による食育の推進	
講師	堤 ちはる氏 (相模女子大学 教授)	
発表事例	都道府県等	施設名
	静岡県	勝間田保育園
	京都府	ルンビニこども園
	熊本県	波野保育園 乙姫保育園

第7分科会 会場:奈良県コンベンションセンター

テーマ	保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～	
講師	大方 美香氏 (大阪総合保育大学 教授)	
発表事例	都道府県等	施設名
	川崎市	あすいく保育園
	富山県	認定こども園津沢こども園
	大阪市	大阪市立御崎保育所

※発表テーマは9月上旬にお知らせします

第8分科会(開催地企画分科会)

会場:奈良ロイヤルホテル ほか

テーマ	「福祉発祥の地、奈良からの発信」 ～親と子の関りを考えながら、奈良を深く知る～	
講師	西山 厚氏 (帝塚山大学 客員教授)	

第9分科会 会場:ホテル日航奈良

テーマ	公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割	
講師	前田 信美氏 (山陽学園短期大学 准教授)	
発表事例	都道府県等	施設名
	栃木県	にっこり保育園・栗野保育園
	神戸市	竜が台保育所・倉石保育所
	沖縄県	浦添市立内間保育所

第11分科会 会場:ホテル日航奈良

テーマ	フリー発表分科会		
発表事例	都道府県等	施設名	氏名
	岐阜県	たちばな保育園	園長 佐藤 鉄司 氏
	千葉県	柏さかさい保育園	理事長 中山 勲 氏
	長崎県	いけだ認定こども園	保育教諭 亀淵 里菜 氏
	京都市	養正保育所	保育士 岩崎 千夏 氏
	鹿児島県	ミルキー・マリー保育園	保育士 鏡園 柊哉 氏
ほか (※発表者調整中)			

※発表テーマは9月上旬にお知らせします

第10分科会(特別分科会) 会場:奈良県コンベンションセンター

テーマ	
これからの時代の保育所・認定こども園のあり方～人口減少社会での取り組み～	
スケジュール	
9:30～10:00	人材養成会議参加者発表 登壇者:調整中
10:00～11:30	講義「人口減少で私たちの生活はどう変わるのか(仮称)」 慶応義塾大学 経済研究所 ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター センター長・教授 駒村 康平 氏
12:30～13:30	講義「人口減少のなかで保育に期待される役割(仮称)」 一般社団法人 家族・保育デザイン研究所 代表理事/全国保育士養成協議会 会長 汐見 稔幸 氏
13:45～15:45	座談会「人口減少のなかで保育に期待される役割(仮称)」 コーディネーター:汐見 稔幸 氏 座談会登壇者: 学校法人リズム学園はやきた子ども園 園長 福田 剛 氏 社会福祉法人三篠会白木いづみこども園 園長 紀本 恵美 氏 奈良義立なぎさこども園 園長 中村 雅徳 氏

◆【協力依頼】「顧客推奨度調査」へのご協力のお願い について(厚生労働省)

人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野の職業紹介事業について、紹介手数料額や採用後の早期離職などの諸事案への対応として、令和３年度に「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」が創設され、56社が適正事業者として認定されています。

認定制度の改善及び認定事業者のサービス品質向上に活用するため、有料職業紹介事業者に関する顧客推奨度調査が厚生労働省により実施されており、本会に調査の協力の依頼がありました。認定事業者を活用したことがある会員のみなさまにおかれましては、調査へのご協力をお願いします。

回答方法はWEB調査のみとなり、回答期限は９月３日（火）です。下記URLにアクセスいただき、ご回答ください。なお、本調査にかかる問い合わせは日本人材紹介事業協会の窓口へ直接ご連絡ください。

調査名：厚生労働省委託事業 医療・介護・保育分野における有料職業紹介「適正認定事業者」のサービス品質に関する顧客推奨度調査

調査URL：<https://survey-z.com/wix/p244008311432.aspx>

回答締切： ９月３日（火）

<本調査に関する問い合わせ先>

一般社団法人 日本人材紹介事業協会（厚生労働省委託事業事務局）

TEL：03-6403-1827

メール：ninteiseido@jesra.or.jp

（受付10時～17時、土・日・国民の祝日を除く）

過去の調査結果につきましては、調査分析レポートとして、適正認定制度のホームページで公開されており、下記URLからご確認いただけます。

HOME>認定制度について>顧客推奨度調査について

https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/

◆ 重大事故防止のための啓発資料について(こども家庭庁)

こども家庭庁では、保育所などの教育・保育施設等において発生した事故のうち、死亡事故や意識不明の事故、または、完治までに 30 日以上の治療を要する事故について、自治体から報告を受けて集約し、年に 1 回公表しています。

8 月 2 日に昨年 1 年間（令和 5 年中）に国に報告があった重大事故をとりまとめ、公表されました。重大事故件数は 2,772 件であり、そのうち死亡事故は 9 件発生しています（昨年 5 件）。また、死亡事故の中には、乳幼児の睡眠中の事故が 4 件含まれ、そのうち 3 件はうつぶせ寝で発見された事故でした（4 件のうち、0 歳児 3 件、1 歳児 1 件）。

こども家庭庁では、このような事故の発生を防止するため、施設等における重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項等をまとめた「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を策定し、事故防止を徹底するよう周知を図っています。

ガイドラインには、保育者が普段実践している内容が掲載されており、あらためてガイドラインを確認することで保育のさらなる質の向上につなげてください。

【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

- 保育専門職員が作成した研修動画「こどもの命を守るために」（こども家庭庁 YouTube 掲載）や、保育士等へのアンケートやセミナーを通じ、現場のニーズを踏まえた上で作成した啓発資料「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント ねる・たべる・みずあそび」等により、ガイドライン等の内容をわかりやすく伝えるよう取り組んでいます。
- 上述のガイドライン等については、本年 3 月（新年度を迎える時期）、5 月（プール・水遊びを迎える時期）、8 月（事故報告集計を公表したタイミング）に、こども家庭庁から自治体宛に事故防止の注意喚起を図る事務連絡文書を発出した際に、添付して周知されています。

合わせて、添付「【添付①】重大事故防止のための啓発資料の周知について（ご依頼）」をご覧ください。

全 国 保 育 士 会 御 中

こども家庭庁成育局安全対策課

重大事故防止のための啓発資料の周知について（ご依頼）

平素からこどもの安全・安心について、ご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

今月 2 日、こども家庭庁及び文部科学省より、「令和 5 年教育・保育施設等における事故報告集計」を公表いたしました。

本集計は、保育所や認定こども園、認可外保育施設等の教育・保育施設等で発生した事故のうち、令和 5 年中に国に報告があった重大事故の件数を取りまとめたもので、昨年の重大事故件数は 2,772 件で、前年比 311 件増加となりました。

また、そのうち、大変残念ながら死亡事故についても 9 件発生し、前年比 5 件増加となり、その中には、乳児が睡眠中にうつぶせ寝で発見された事故もありました。

国においては、このような大変痛ましい事故の発生を防止するため、施設等において特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項等をまとめた「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月、以下、「ガイドライン」という。）を策定し、事故防止を徹底していただくよう周知を図っております。

なお、ガイドラインの中で、乳児を寝かせる場合は、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること、一人にしないこと、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等と示しております。

保育施設等で勤務する保育士の皆様は、日々の保育において、事故の発生を防ぐため、仰向けに寝かせることを徹底するとともに、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態等について定期的にチェックし、記録する等、きめ細かく観察し、丁寧に対応していただいているものと考えております。

国においても、保育専門職員が作成した研修動画「こどもの命を守るために」（こども家庭庁 Y o u T u b e 掲載）（別添 1）や、保育士等の皆様へのアンケートやセミナーを通じ、現場のニーズを踏まえた上、作成した啓発資料「こどもの重大な事故を防ぐためのポイントねる・たべる・みずあそび」（別添 2）等により、ガイドライン等の内容をわかりやすく伝えるよう取り組んでおります。

大切なこどもの命と安全を守るために、保育士のみなさま一人一人が、事故防止

意識を更に高め、事故防止対策を徹底していただくために、啓発資料の周知についてご協力をお願い致します。

【啓発資料】

- 研修動画「こどもの命を守るために」（こども家庭庁Y o u T u b e掲載）（別添1）

<https://www.youtube.com/watch?v=93pK05cd8Ds>

- 啓発資料「こどもの重大な事故を防ぐためのポイントねる・たべる・みずあそび」（別添2）

（令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』【実施者：PwC コンサルティング合同会社】）

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>

【参考資料】

- 「令和5年教育・保育施設等における事故報告集計」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/shukei/>

- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

（平成28年3月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

【問合せ先】

- こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)

研修動画「こどもの命を守るために」（こども家庭庁Y o u T u b e 掲載）
（一部抜粋）



午睡

一人一人のリズムに応じて安全な環境で午睡ができるようにしましょう。

睡眠の安全に必要な注意事項

- ・うつぶせ寝はやめましょう
うつぶせ寝は窒息のリスクがあることから、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を進められている場合以外は、乳児の顔が見えるように、**あおむけに寝かせることが重要**です。
乳幼児突然死症候群の発生率が低くなるというデータもあります。
- ・あおむけ寝にすることで顔色の変化や吐き戻しなどの異常にも気づきやすくなります。
- ・ブレスチェックを行いましょう
こどもを観察する時間に空白が生じないように、職員間で連携して確実に実施することが、特に大事です。

そのため、時間を決めてブレスチェックを行い、記録をつけましょう。
チェックの際は、こどもの胸にそっと手を添え、呼吸の確認をするのも有効です。

おひるねのときは？

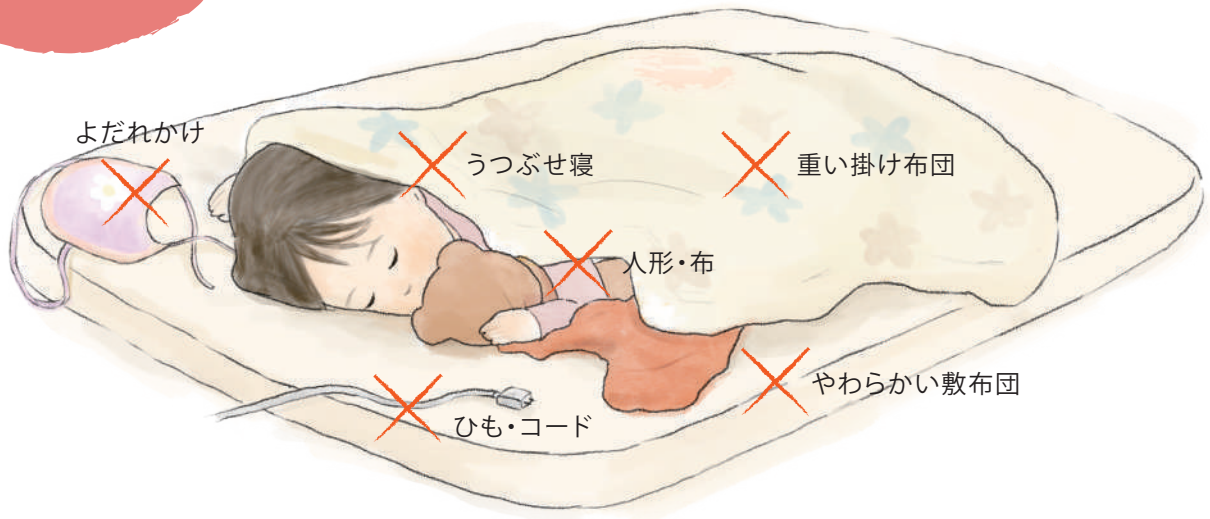
時間を決めて呼吸の確認。
いつでも仰向けで。
お尻は、肩の幅くらいに広げ、お布団の隙間はあけて。

※参考下記URL https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/parenting-r3_report4.pdf

ねる

ときにきをつけること

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび



① 乳児の睡眠中は次のことに気をつけましょう

- **こどもを一人にしない**…異変をすぐに察知できるようにする
- **あおむけに寝かせる**…うつぶせ寝の状態では顔が横向きの体勢も避ける（医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外）
- **やわらかい敷布団、重い掛け布団や、ぬいぐるみ等を使用しない**…顔が埋まったり、払いのけられなくなったりして、鼻や口がふさがれないようにする
- **ヒモまたはヒモ状のものを置かない**…首に巻き付かないようにする（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバー内側のヒモ、ベッドまわりの電源コードなど）

② 乳児の様子を確認しましょう

- 口の中に**異物や、ミルクや食べたもの等の嘔吐物**がないか確認する…のどや気管につまらせないようにする
- 定期的に**こどもの身体に触れて呼吸・体位、睡眠状態を点検**する…職場のマニュアルやチェック表などに合わせる
- **預け始めの時期は特に注意深く見守る**（例：慣らし保育を行うなど）
※乳児のほか、こどもの発達や健康状態によっては1歳以上でも定期的な確認を行い、状況に応じてあおむけに寝かせる

ねるときにひそむリスク

- 睡眠中、うつぶせ寝でぐったりしているのを発見される死亡事故が繰り返し起きている
- 睡眠中は、窒息のほか、乳幼児突然死症候群（SIDS）のおそれがあり、予防方法は確立していないが、**寝るときにうつぶせで寝かせたときのほうがSIDSの発症率が高い**とされている
- やわらかい布団やぬいぐるみ等が**鼻や口をふさいだり、ヒモまたはヒモ状のものが首に巻き付いたりして窒息する**リスクがある
- **預け始めは事故が多く**、過去の事故検証報告ではリスクが高いと指摘されており、こどものストレスや、発達状況の把握が必ずしも十分ではないことが影響している可能性もある



たべる

ときにきをつけること

過去に事故が発生した食材



ナッツ・豆類



白玉団子



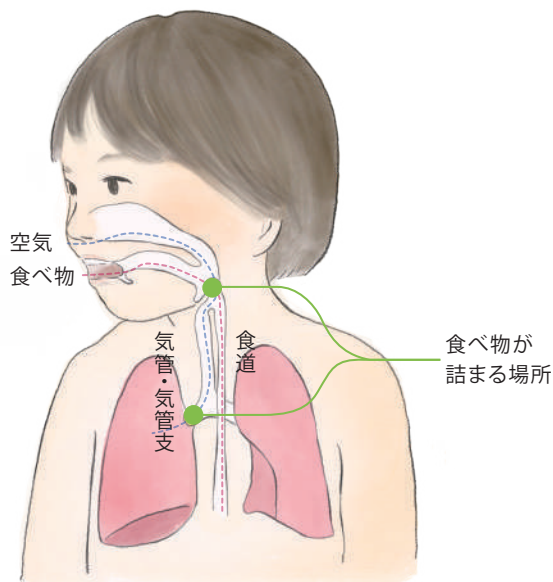
ミニトマト



りんご

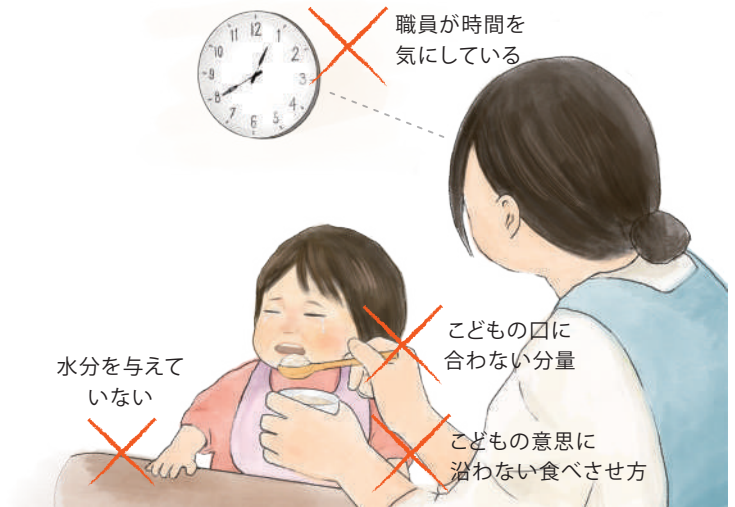
① 食材については次のことに気を付けましょう

- こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識する
- 球形・かたい・粘着性が高いといった形状や性質の食べ物は避ける（過去に事故が発生した食材の例：ナッツ・豆類（ピーナッツなど）、ミニトマト（ブチトマト）、白玉団子、ぶどうなど）
- りんごなども基本的に使用を避け、どうしても食べさせる場合は、離乳食完了期までは加熱して与える…過去に事故が発生しており、かむことで細かくなったとしてもかたさ、切り方によってはつまりやすい



こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

教育・保育施設等の職員向け



② 食事の与え方・介助の仕方に配慮しましょう

- 食べ物はこどもの口に合った量で与え、汁物などの水分を適切に与える…のどや気管につまらせないようにする
- こどもの意志に沿うタイミングで与える…眠くなった、もう食べたくないといった食べることに集中できない様子を確認したら無理に食べさせない
- 食事中に驚かせない

③ こどもの様子を共有・観察しましょう

- 食事前に保護者や職員間でこどもの食事に関する情報を共有する（例：食べるための機能や食事に関する行動の発達状況、当日の健康状態など）
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意）
- 食事中に眠くなっていないか・姿勢よく座っているかを注意する

たべるときにひそむリスク

- こどもは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない
- 硬くてかみ砕く必要のあるナッツ・豆類などをのどや気管に詰まらせて窒息（ちっそく：食べ物のがのど等につまること）したり、小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管支炎を起こしたりするリスクがある
- 食べ物を口に入れたままで、走ったり、寝転んだり、笑ったり、泣いたり、驚いたり、声を出したりしたあと、一気に息を吸い込むと口の中の食物片が気管支に吸い込まれて、窒息・誤嚥（ごえん：食べ物などが気管や気管支に入ること）のリスクがある

みずあそび

のときにきをつけること

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

監視に専念していない

監視者・指導者を分けて配置していない

① 監視体制を確保しましょう

- 「専ら監視を行う者」と「指導等を行う者」を分けて配置し、役割分担を明確にする
- 十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動・水遊びの中止も選択肢とする



② 監視者は監視に専念し、 こどもから目を離さないようにしましょう

- 監視者は、片付け、こどもの相手など他の作業を行わない（時間的余裕をもつ）
- 目立つ色の帽子などを身につける…誰が監視者であるか分かるようにする
- こどもに「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない・用を頼まない・一緒に遊んだりできない」ことを知らせておく
- エリア全域を見渡せる場所から定期的に視線を動かしながら監視する
- 動かないこどもや、集団から外れて動くなど不自然な動きをしているこどもを見つける

みずあそびのときにひそむリスク

- 過去に、監視役の先生が、遊具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと目を話したすきに、こどもがおぼれた事故が起きている
- 監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、おぼれる可能性がある
- おぼれるときは、助けを求めたり、苦しくて暴れるといった反応とは限らず、静かにおぼれることも多いと言われてい

応急処置

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きてしまったら
突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、
一刻も早い手当が必要ですよ。
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫(心臓マッサージ)



強さ 胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ

速さ 1分間に100～120回

幼児 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す

乳児 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児 こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く

乳児 片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかり支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
(※幼児のみ、乳児は除く)

参考資料



こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>



こども家庭庁
乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>



消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん) 事故に注意!
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/



政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg16245.html>



こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>



消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修

令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ー今号の目次ー

- ◆【調査協力依頼】子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会・・・1
- ◆ 令和6年度福祉ビジョン21世紀セミナー開催のご案内(全国社会福祉協議会)・・・3

◆【調査協力依頼】子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会

この度、「子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会」（座長：淑徳大学 柏女 霊峰 特任教授）より、保育所および認定こども園におけるインクルーシブ保育の実態を把握するための調査の実施に向け、本会に調査協力依頼がありました。

本調査では、保育において障害のある子どもや特別な支援や配慮が必要な子どもが集団の中で共に過ごすことの良さや、困難さ・課題などの実態を把握することを目的としています。

ご回答いただいた結果は、報告書として取りまとめて公表されます。また、統計分析にのみ使用し、回答者の許可なく個々の保育所等が特定される情報が公開されることはありません。

ご多用の折、大変恐れ入りますが、会員の皆様へご協力をいただきたく、よろしくお願い申しあげます。

調査内容：

「インクルーシブ保育における現場の課題・ニーズ・外部支援に求めるものに関する実態調査」

回答期限:

2024 年（令和 6 年）9 月 20 日（金）15 時まで

主催:

子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会

調査内容に関するお問い合わせ先:

社会福祉法人麦の子会 PRD 室推進事業 事務局（下記参照）

回答フォーム URL:

下記リンク、または QR コードからアクセスください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScIKsYff2oB1I3-XR5mRV4zDHhf71cp0CEPbtWAIwRhIaA7mw/viewform?usp=sf_link



※回答フォームからの回答が難しい場合は、別添エクセル表にて回答いただき、お問い合わせ先のアドレスまでご提出をお願いいたします。

調査内容に関するお問い合わせ:

社会福祉法人麦の子会 PRD 室推進事業 事務局（担当：尾西 様・志智 様）

E-MAIL：muginoko.inculusion@gmail.com

電話：080-7618-7771

（電話対応：火・水・木曜日 9:00～17:00）

◆ 令和 6 年度福祉ビジョン 21 世紀セミナー開催のご案内(全国社会福祉協議会)

団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040 年問題」が近い将来の現実として迫り、加速する少子高齢化は、地域社会におけるさまざまな問題の起因となり、深刻な孤独・孤立の状況を生じさせる等、人びとのつながりは希薄化しています。

従来の制度的枠組みでは支援が行き届かない状況も生まれてきているなか、必要な支援が届いていない人びとをいかに見つけ出し、支援につなげていくことができるのかが問われており、多様化・複合化する生活課題に対応する包括的な取組が求められています。

事業所の撤退等により将来的に福祉機能を維持することが困難な地域もあり、社会福祉協議会、社会福祉法人や民生委員・児童委員等地域の福祉関係者が連携・協働する取組や、事業の多角化・多機能化を踏まえた制度的枠組みを超えた取組など、最後まで地域を支えるために、福祉関係者にはその役割の一層の発揮が期待されます。

本セミナーでは、「全社協 福祉ビジョン 2020」のめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、連携・協働を図りながら、地域でどのような支援を創り、展開していくのか、社会福祉法人・福祉関係者の取組の推進を展望することを目的に開催いたします。

社会福祉法人・福祉施設、社協、行政、研究者、民生委員・児童委員はじめ、多くの方々のご参加をお待ちしております。

テーマ：『ともに生きる豊かな地域社会』に向けた連携・協働

～多様化する生活課題に対応する包括的なつながり・支援～

【日 時】令和6年10月9日（水）10:15～15:30

【実施方法】対面：全社協・灘尾ホール（新霞が関ビル LB 階）

オンライン：ライブ配信※アーカイブ配信なし

【受講料】15,000 円（1 名につき）

【プログラム】

講演	「地域共生社会に向けたこれからの取組のために 福祉関係者が大切にすべき視点（考え）」 中央大学 教授 宮本 太郎 氏
実践報告	『「ともに生きる豊かな地域社会」に向けた連携・協働 ～多様化する生活課題に対応する包括的なつながり・支援～』 【進行】全国社会福祉協議会 副会長 古都 賢一 【パネリスト】 ○「官民の多機関が集うプラットフォームを基盤とする孤独・孤立対策」 広島県・尾道市社会福祉協議会くらし支援課 係長 高橋 望 氏

	○「市社協の強みを活かした市内小規模社会福祉法人の連携・協働の構築」 静岡県・袋井市社会福祉協議会 地域福祉係 主任主事 杉 亜佑美 氏 ○「世代や分野を超えてつながり、地域をともに創っていく」 社会福祉法人悠々会 共生社会推進室 室長 鯨井 孝行 氏 ○「法人内外の垣根を越え地域とともに活動を展開する」 社会福祉法人奥州いさわ会 事務局次長 小原 守 氏
--	--

【申込締切】 令和 6 年 9 月 25 日（水）

【申込方法】 下記 URL より申込サイトへアクセスのうえ、お申込みください。

申込サイト：<https://www.mwt-mice.com/events/fukushi241009>

（手話通訳をご希望の方は、申込サイトよりご登録をお願いいたします。）

【開催要綱】 全社協ホームページでも公開しております。

(<https://www.shakyo.or.jp/seminar/index.html>)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

◆ こども家庭庁 令和7年度予算概算要求……………1

◆ こども家庭庁 令和7年度予算概算要求

8月27日、令和7年度こども家庭庁予算概算要求※1が公表されました。こども家庭庁の令和7年度予算概算要求の全体像としては、一般会計4兆2,189億円、子ども・子育て支援特別会計2兆2,410億円が計上され、合計で6兆4,600億円の要求額となっています（上記金額には、デジタル庁一括計上予算は含まない）。

令和7年度予算については、下記第1～第4の柱に沿って、「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた事業を本格的に実行するために必要な予算が要求されています。また、加速化プラン以外の重要課題である、こどもの自殺対策やいじめ防止・不登校対策、こども性暴力防止法を含むこどもの安全対策などについても所要の予算が要求されています。

※1 概算要求…各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要な予算を要求すること。

この概算要求に基づき、財務省において、各省庁の政策や経費について精査したうえで、翌年度の政府予算案が作成される。

概算要求の概要(主要事項)

第1 こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化 1,304億円の内数+事項要求※2

- 1 こども・若者世代の視点に立った政策推進の強化等
- 2 DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減

第2 若い世代のライフデザインの可能性の最大化と社会全体の意識改革等 3,611 億円の内数

- 1 若い世代のライフデザインの可能性の最大化
- 2 社会全体で子育てを応援する環境・意識の醸成
- 3 妊娠期からの子育て期の包括的な切れ目のない支援

第3 より良い子育て環境の提供 4 兆 5,273 億円の内数+事項要求

- 1 誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換
- 2 保育の質の向上等
- 3 こどもの安心・安全の確保

第4 すべてのこどもの健やかな成長の保障 1 兆 1,712 億円の内数+事項要求

- 1 いじめ・不登校、こどもの自殺対策
- 2 こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等
- 3 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等
- 4 障害児支援・医療的ケア児支援等

※2 事項要求…概算要求時に政策の細部が決定していないなどのために、予算要求額を示さずに項目のみ記載・要求するもの。

上記の主要事項の中で、保育に関わる予算については、下記のとおりです。とくに「第3 より良い子育て環境の提供」においては、保育の質の向上等についての事項が記載されています。

第1 こども・若者世代の視点に立った政策推進と DX の強化

(事務局整理)

2 DX による政策を届ける力と現場負担の軽減

(2) DX による政策を届ける力と現場負担の軽減

②保育 DX の推進等

・ 保育 DX の推進：

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なる ICT 環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『iii 先端的な保育 ICT のショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育 ICT ラボ」への支援』などを行う。

- ・ 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を推進するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、性被害防止のための設備支援を行う。

3 妊娠期からの子育て期の包括的な切れ目のない支援

(3) 乳幼児健診等の推進

① 乳幼児健康診査の推進

- ・ 「1 か月児」及び「5 歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して健康診査の費用に対し補助を行う。（令和 5 年度補正予算の事業の継続実施）
- ・ 「1 か月児」、「3～6 か月児」、「9～11 か月児」、「5 歳児」健診等の実施を推進するための体制整備の支援を行う。

第 3 より良い子育て環境の提供

1 誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換

(2) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、産後ケア事業等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

【事項要求】

◇ 新しい経済政策パッケージの実施

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。

【主な拡充内容】

- ◇ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、在籍園児数に関わらず、特別な配慮が必要な子どもを受け入れている場合に職員の加配ができるよう補助要件の見直しを行う。
- ◇ 地域子育て支援拠点事業について、子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。
- ◇ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和 7 年度に限り地

域子ども・子育て支援事業で実施する。

2 保育の質の向上等

(1) 保育の質の向上等の推進

- ・ 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

(2) 「はじめての 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

- ・ 就園していない子どもを含めた全てのこどもの「はじめての 100 か月」（誕生前から幼児期まで）から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るため、「はじめての 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた効果的な広報のほか、普及啓発コンテンツ作成や地域コーディネーターの養成、科学的知見に関する調査研究を実施する。

(3) 保育所整備費等の支援

- ・ こども誰でも通園制度や人口減少地域における多機能化などの地方自治体の取組を積極的に支援するため補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）。※併せて待機児童数等を踏まえ嵩上げの要件等の見直しを行う。

(4) 子どものための教育・保育給付の拡充

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。
- ・ 1 歳児の職員配置改善について「こども未来戦略」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

【子どものための教育・保育給付等の事項要求】

◇ 社会保障の充実

令和 7 年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について、予算編成過程において検討する。

◇ 新しい経済政策パッケージの実施

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。

◇ 保育所等における 1 歳児の職員配置の改善

「こども未来戦略」に基づく保育所等における1歳児の職員配置改善については、予算編成過程において検討する。

(5) 保育士等の処遇改善

- ・「こども未来戦略」に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

(6) 保育人材の確保

- ・指定保育士養成施設への修学の促進及び保育所等への就職率の向上を図るため、指定保育士養成施設に通う学生への修学資金貸付について、就職活動に係る経費等について充実するとともに、学生・生徒の保育士としてのキャリア選択を後押しする組織的な取り組みを行う指定保育士養成施設に対しモデル的に支援する。
- ・また、保育士・保育所支援センターの機能強化を図るとともに、保育士等の職場環境の改善のため、都道府県が実施する保育事業者に対する巡回支援について補助基準額の拡充を図るほか、保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回に要する経費を支援する。

(7) こども誰でも通園制度の制度化

- ・こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- ※「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を実施する。
- ・利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。

(8) 過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業

- ・過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

3 こどもの安心・安全の確保

(3) こども性暴力防止法の施行に向けたシステム開発等

- ・ こども性暴力防止法を円滑かつ着実に施行するため、令和7年度に行う重要課題・論点の検討やガイドライン等の作成のため調査研究や有識者会議の開催、これらを踏まえた広報活動等を行う。
- ・ こども性暴力防止法の施行に当たり、民間教育保育等事業者からの認定申請、対象事業者からの犯罪事実確認書の交付申請、定期報告等の受付、審査等を行い、これらの認定・交付・監督するシステムの設計・開発を行う。

第4 すべてのこどもの健やかな成長の保障 1兆1,712億円の内数+事項要求

3 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等

(1) こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等

⑧ 「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進・児童福祉司の任用資格の1つとして位置付けられた「こども家庭ソーシャルワーカー」について、資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。

詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

こども家庭庁>ホーム>政策予算・決算・税制

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget>

第67回全国保育研究大会（奈良県大会） 参加者目標数について

令和6年8月28日現在

都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷ 目標数)	前年度 参加者数 (大分大会)	都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷目 標数)	前年度 参加者数 (大分大会)
北海道	43	22	51.3%	13	京都府	11	43	394.3%	17
青森県	27	26	94.7%	28	京都市	18	19	106.5%	10
岩手県	18	7	39.7%	9	大阪府	53	134	254.1%	56
宮城県	18	3	16.4%	0	大阪市	1	6	576.9%	5
秋田県	13	16	126.2%	12	兵庫県	31	27	87.6%	22
山形県	12	3	24.9%	6	神戸市	15	26	173.9%	23
福島県	13	5	40.0%	5	奈良県	20	144	705.9%	19
茨城県	28	7	24.9%	13	和歌山県	6	12	195.8%	9
栃木県	11	11	101.9%	4	鳥取県	5	11	238.4%	10
群馬県	21	20	93.2%	17	島根県	14	11	78.9%	7
埼玉県	39	12	30.5%	21	岡山県	22	8	35.6%	26
千葉県	42	27	63.6%	11	広島県	23	21	92.7%	11
千葉市	9	8	87.6%	5	広島市	15	16	108.9%	8
東京都	88	55	62.6%	72	山口県	16	33	206.0%	23
神奈川県	19	22	116.1%	36	徳島県	11	16	140.7%	24
横浜市	25	29	116.2%	27	香川県	10	11	110.2%	13
川崎市	7	25	368.1%	26	愛媛県	11	26	227.3%	29
相模原市	6	3	48.1%	5	高知県	9	5	56.4%	4
新潟県	31	3	9.6%	2	福岡県	34	14	41.8%	48
山梨県	9	4	45.1%	5	福岡市	19	13	67.8%	50
長野県	22	2	9.2%	3	北九州市	10	50	483.8%	69
静岡県	34	25	73.8%	21	佐賀県	11	9	81.2%	24
富山県	14	18	130.0%	6	長崎県	28	13	46.8%	32
石川県	19	23	124.2%	19	熊本県	24	7	29.7%	29
福井県	14	26	191.4%	14	熊本市	7	16	214.0%	14
岐阜県	13	5	38.9%	6	大分県	18	14	79.8%	522
愛知県	58	19	32.9%	18	宮崎県	18	24	130.9%	48
三重県	20	9	45.3%	14	鹿児島県	20	24	120.9%	45
滋賀県	22	19	86.0%	11	沖縄県	26	33	126.4%	39

	参加者 目標数	申込者数 合計	達成率	前年度 参加者数 (表彰等含)
合 計	1,200	1,240	103.4%	1,665
開催ブロック	177	430	243.1%	920

※参加者目標数は、「公立会員数×0.05+公立以外会員数×0.1」で積算された数値に、会場定員調整として0.65を積算。開催地は10名加算、開催地ブロック内の各県は2名

案

〒

御中

(会員 ID)

【令和6年度保育部会・大阪府保育士会費等のご請求について】

大切なご案内です。到着後すぐにご確認をお願いいたします

【発信元・お問合わせ先】

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 施設福祉部
保育部会・保育士会事務局

〒542-0065

大阪市中央区中寺1丁目1番54号

大阪社会福祉指導センター2階

TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-6768-2426

大社福施発第号①

令和6年月日

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

保育部会長 森田 信司

保育士会長 伊藤 裕子

(公印省略)

令和6年度 保育部会・大阪府保育士会会費等のご請求について

平素は、本会事業推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度保育部会総会(5月21日開催)および保育士会総会(5月15日開催)におきまして、各会の令和5年度事業報告および収支決算、令和6年度事業計画および収支予算について報告をさせていただきました。

つきましては、各会の事業推進のため、下記により令和6年度会費請求についてご案内申し上げます。

なお、例年同様、保育部会・保育士会の両会費を一括してご請求させていただきます。

また、特定情報配信ツール「よい子ネット」の管理料につきましても、部会費とともに一括請求させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 保育部会会費請求額および基準(府社協会費5%(1,900円)減額を反映した会費請求額となります)

利用定員	請求額	利用定員	請求額
30名以下	47,100円	91~120名	65,100円
31~60名	53,100円	121~150名	71,100円
61~90名	59,100円	151名以上	77,100円

※請求額は、施設の利用定員数に基づきます。(但し、認定こども園については1号認定の利用定員数を除きます。)

※請求額の中には、大社協基本会費(36,100円)、全保協会費(5,000円)、「保育おおさか」購読料が含まれています。

2. 保育士会会費請求額 1人あたり1,200円(令和6年度保育士会会員名簿に基づく)

3. 保育制度充実のための拠出金(全国保育協議会保育所問題対応拠出金) 5,000円

4. よい子ネット管理料 月額550円(税込)×在会月数

5. お振込先 りそな銀行・大手支店 普通預金0554999 (福)大阪府社会福祉協議会 保育部会長 森田信司

6. 納入期限 令和6年10月31日(木)とさせていただきます。

案

大社福施発第号②
令和 6 年 月 日

保育部会会員施設 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
保 育 部 会 長 森 田 信 司
〈 公 印 略 〉

令和 6 年度 社会貢献基金（特別部会費）ご納入のお願い

日頃より本会事業の推進に格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、議決機関としての評議員会や内部留保の内容の明確化等、社会福祉法人制度のあり方が大きく改められました。

平成 29 年度には、地域における公益的な取り組みを実施する責務が明文化され、社会福祉法人が社会に対し果たすべき役割が問われているところです。

大阪では、歴史的に社会福祉事業の先駆的実践が行われてきましたが、平成 16 年度から老人施設部会の「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」、平成 19 年度から保育部会の「保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）」など、全国に先駆けた実践に取り組んでいます。

大阪府社協ならびに大阪府社協会員の施設種別部会では、こうした取り組みを更に発展させるため、大阪府内すべての社会福祉法人・社会福祉施設が、それぞれの施設種別の特性や強みを活かした「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業（愛称：大阪しあわせネットワーク）」（※別紙参照）を平成 27 年度から展開しております。

あわせて、各市町村社協が設置する「施設連絡会（地域貢献委員会）」でも地域との連携で様々な取組を展開し、社会福祉法人・社会福祉施設との地域福祉の実践においても、より一層の広がりを見せています。

つきましては、会員法人・施設の皆様におかれまして、本事業へのご理解とともに「社会貢献基金（特別部会費）」の拠出につきましてご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本基金の拠出につきましては、任意ではございますが、拠出いただく際は、別途ご請求させていただいております「令和 6 年度保育部会会費」とあわせてお振込みいただけますと幸甚に存じます。

<添付資料>

- ① 令和 6 年度 特別部会費請求書
- ② 大阪しあわせネットワークリーフレット

◎本件に関するお問い合わせ

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 施設福祉部 保育部会事務局
電話：06-6762-9001 FAX：06-6768-2426

〈保育部会〉令和6年度

保育士等キャリアアップ研修 幼児教育（eラーニング）《開催要項》

キャリアアップ対象研修
「幼児教育」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。
所定の研修修了者には、「幼児教育」分野の修了証を交付いたします。

※詳細は、3ページをご覧ください。

趣旨・目的

本研修では、子どもたちの発達とその可能性を深く理解し、乳幼児期から児童期までを見据えて環境を通じた教育を行っていくための考え方、及び、具体的な手だてを獲得することを目指す。自らの幼児教育・保育実践を子どもの最善の利益の観点から捉えなおし、具体的な記録や計画のあり方を改善しながら、省察的かつ協同的に実践を行うことのできるリーダーとしての資質を養成することを到達目標とします。また、研修効果を高めるため、同一園（法人）内でのグループワークを通して、自園での課題や改善点を検討・共有しあい、より効果的な園所内への還元を図る。

研修形式（eラーニング形式による研修受講、各所属先での演習実施）

本研修会は、eラーニング動画配信形式として、講義・演習を含む15時間の研修を、各園所等にて園監督下のもと複数名の受講者（2名以上）で実施する受講形式にて開催をさせていただきます。

本研修は、eラーニング形式による研修映像の視聴と、所属園等での演習の実施を組み合わせた受講形式で開催いたします。受講申込の所属園等より複数名（2名以上）の申込をいただき、所属園監督下のもとで、講義（12時間）、演習（3時間）の全15時間全てをeラーニング形式で受講可能となっております。

日程

・eラーニング研修映像の配信受講期間（講義12時間・演習3時間の配信期間）

令和6年9月19日（木）10時00分～令和6年11月2日（土）17時00分まで

・講義（12時間）と演習（3時間）を、上記の配信受講期間内に必ず受講してください。

・各園所等で演習を実施する際は、必ず受講者複数名（2名以上）で研修動画（演習部分）を視聴・実施ください。※詳細は2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、幼児教育分野のリーダー的役割を担う方※勤務予定の方も申込対象となります。

受講定員

500名

（受講決定等・対応事務により予め定員数を上記に設定しております）

受講料

保育部会会員：4,000円 会員でない方：8,000円 ※受講決定通知兼請求書をメールにてお送りさせていただきます。

申込方法

《申込期限：令和6年9月6日（金）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対応事務のため、申込期限は厳守させていただきます）。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限させていただく場合がございます。会員でない方は、保育部会事務局までお問い合わせください。

実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

研修カリキュラム

【eラーニング配信（講義部分 12 時間・演習 3 時間の全 15 時間）】

講義テーマ	研修内容
講義① 幼児教育の意義 （1 時間×2 講義）	・保育所で行われる幼児教育の役割と意義について、子どもの最善の利益の視点を交えて学ぶ。現代の幼児教育の動向を理解し、子どもの声を生かして保育を構想するための手がかりを得る。ワーク課題① ・幼児教育を行う保育者の専門性について、省察的実践の観点から理解する。省察の理論と手法についても併せて学習し、自らの専門性について振り返る。ワーク課題②
講義② 幼児教育の環境 （1 時間×3 講義）	・子ども理解と環境構成の関係について理論的・実践的に学習し、自身の環境構成について振り返り、改善する手法を身に着ける。ワーク課題③ ・遊びの選択肢を増やす環境構成の考え方について理解し、コーナー保育などに活用する。遊びを豊かにする教材を研究することで、自らの実践に活かす。ワーク課題④ ・環境との出会いと探究活動を接続する視点を身に着ける。プロジェクト活動などの考え方についても触れ、環境との出会いを生かした保育カリキュラムを構想する手がかりを得る。ワーク課題⑤
講義③ 幼児の発達に応じた保育内容 （1 時間×3 講義）	・3 歳以上児の幼児教育の共通化に触れながら、幼児の発達理解と環境を通じた教育の関係について、保育所保育指針を通して学んでいく。ワーク課題⑥ ・子どもの育ちと関係の育ちとしてとらえる発達観について学び、保育内容と結び付けて理解する。養護と教育の一体性について、エピソードを通して理解し、自身の実践を振り返る。ワーク課題⑦ ・3 歳から 5 歳の人間関係の育ちについてエピソードを通して学び、子どもたちが育ちあう集団づくりのあり方を理解する。事例を通して自身の実践について振り返る。ワーク課題⑧
講義④ 幼児教育の指導計画、記録及び評価（1 時間×2 講義）	・ドキュメンテーションなどのさまざまな記録のあり方について学び、子ども理解から始める記録と計画の一体性について理解する。実際にドキュメンテーションを作成することを通して、自身の記録と計画を改善する。ワーク課題⑨ ・指導計画の柔軟性について、現代の教育課題との関係から理解する。子どもの主体性を育む保育と指導計画のより良い関係について考え、自身の実践に活用する。ワーク課題⑩
講義⑤ 小学校との接続 （1 時間×2 講義）	・「主体的・対話的で深い学び」の観点から、幼児期と児童期の学びの連続性について理解する。幼児期から連続する資質・能力の考え方について学び、具体的な実践に結び付ける。ワーク課題⑪ ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の 10 の項目の考え方を理解する。方向目標としての考え方を自らの実践に結び付け、幼小接続期のカリキュラムを構想する手だてとする。ワーク課題⑫
演習テーマ	研修内容
演習① （1 時間×1 演習） 幼児教育の意義・環境 環境を通じた教育の実践	・ワーク課題①・③・④・⑤を通して、園長等による助言のもと、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行う。幼児教育への理解を深め共有し、自園の保育実践に反映されているかといった視点から、自分たちの現状や課題を検討し、実践に活かす。
演習② （1 時間×1 演習） 幼児の発達に応じた保育内容 幼児の発達理解に基づく保育実践	・ワーク課題②・⑥・⑦・⑧を通して、園長等による助言のもと、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行う。幼児教育への理解を深め共有し、自園の保育実践に反映されているかといった視点から、自分たちの現状や課題を検討し、実践に活かす。
演習③ （1 時間×1 演習） 幼児教育の指導計画、記録、及び 評価を深める	・ワーク課題⑨・⑩・⑪・⑫を通して、園長等による助言のもと、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行う。自園の指導計画や評価基準の認識や改善点を共有し、解決に向けた意見交換を行う。

講 師（DVD 講義・演習講師）

滋賀大学 教育学部 学校教育教員養成課程 幼児教育専攻 准教授

やまもと いっせい
山本 一成 氏

プロフィール：1983 年、埼玉県生まれ。九州大学大学院人間環境学府を修了後、京都造形芸術大学こども芸術大学で保育者として勤務し保育実践の経験を積む。その後、2017 年に京都大学大学院教育学研究科臨床教育学専攻し博士（教育学）取得、現在に至る。研究テーマは、保育環境論、子どもの生態想像力など。

受講から認定までの流れ

- ①申込 保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、[申込みフォーム](#)にアクセスいただき、お申込みください（**申込期限：令和 6 年 9 月 6 日（金）午後 5 時まで**）。※会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。
- ②受講決定 受講決定者（所属園）に対し、受講決定通知書兼受講料請求書、研修講義・演習動画・資料等の掲載案内（動画サイト URL）、キャリアアップ研修名簿登録シート入力フォーム）をメールにて送付いたしますので、ご確認いただきお手続きください。
※受講決定通知（研修講義・演習動画 URL の送付）までには、事務手続き上、お時間を少々いただきますことを予めご了承ください。
- ③受講開始 研修講義・演習を動画サイト URL より、研修講義の視聴と演習の実施をお願いします。
※研修受講では、講義動画と研修資料をもとに、個人学習ワークシートの作成をお願いします。個人学習ワークシートは、全 15 時間受講後に事務局まで原本を提出していただきますので、お手元に必ず 1 部コピーを保管しておいてください。（※未作成や提出不備等は修了を認めません）

保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

(1)概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「幼児教育」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「幼児教育」分野の修了証を交付します。

◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。
◇所定の「個人学習シート」および「受講レポート」を提出していること（白紙での提出は認められません）。
◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成 29 年 4 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発 0401 第 1 号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1 分野につき 15 時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

(2)「個人学習シート」および「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「個人学習シート」および「受講レポート」の提出を求めますので、必ず期日までに提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

(3)修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後に全受講者からの受講レポート等必要書類の提出後おおむね 1 か月程度で所属園へ送付を予定しております。

(4)研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

(1)保育士登録番号（有資格者のみ） (2)氏名・生年月日・住所 (3)勤務先施設の名称・所在市町村名
(4)修了した研修分野 (5)修了証番号 (6)修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

●研修に関するお問い合わせは…

大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail : info@niji-tumi.net
保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL : <https://www.niji-tumi.net/>

保育おおさか

大阪府社会福祉協議会・保育部会(大阪府保育協議会)

令和6年9月1日

No.589



発行人 森田 信司 編集人 向井 秋久

大阪市中央区中寺1丁目1-54

TEL.06-6762-9001

FAX.06-6768-2426

<https://www.niji-tumi.net/>



焼いも
美味しいね!

八尾市
認定こども園
ハッピーチャイルドレン
保育園

令和6年度

保育士等キャリアアップ研修実施計画

保育部会・保育士会では、令和6年度も「保育士等キャリアアップ研修」を順次実施中です。
今年度も、皆さまのご参加をお待ちしております。

保育部会主催研修

- ①スマイルサポーター養成研修 ※実施中
- ②乳児保育(eラーニング) ※終了しました
- ③幼児教育(eラーニング)

- ◆分野: 幼児教育
- ◆講師: 山本一成氏(滋賀大学教育学部学校教育教員養成課程幼児教育専攻准教授)
- ◆開催時期: ①9月19日～11月2日
②2月～3月(予定)
- ◆定員: 各500人
- ◆開催形式: オンデマンド形式(講義)と演習
- ④保護者支援・子育て支援(eラーニング)
- ◆分野: 保護者支援・子育て支援
- ◆講師: 山本智也氏(大阪成蹊大学教育学部教授)

- ◆開催時期11月11日～12月27日(予定)
- ◆定員: 500人
- ◆開催形式: オンデマンド形式(講義)と演習
- ⑤マネジメント研修(eラーニング)
- ◆分野: マネジメント
- ◆講師: 矢藤誠慈郎氏(岡崎女子大学) 他
- ◆開催時期: 12月～1月
- ◆定員: 300人
- ◆開催形式: オンデマンド形式(講義)と演習
- ⑥保健衛生・安全対策研修
- ◆分野: 保健衛生・安全対策
- ◆講師: 立花直樹氏(関西学院短期大学准教授)、丸日満弓氏(大阪総合保育大学児童保育学部児童保育学科准教授)
- ◆開催時期: 12月16・18日
- ◆定員: 60人

- ◆開催形式: 集合形式
- ⑦障がい児保育研修
- ◆分野: 障がい児保育
- ◆講師: 木曾陽子氏(大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類准教授)
- ◆開催時期: 2月17・19・21日
- ◆定員: 60人
- ◆開催形式: 集合形式

保育士会主催研修

- ①食育・アレルギー対応
- ◆講師: 小川雄二氏(桜花学園大学副学長/名古屋短期大学教授)
- ◆開催時期: 10月7・8・9日
- ◆定員: 80人
- ◆開催形式: 集合形式

※掲載している日程、講師、開催形式等は現在の予定であり、今後変更となる場合があります。また、受講料は各研修、開催形式によって異なります。
必ず各研修の開催要項をご確認ください。(事務局)

保育部会会員施設長 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
保 育 部 会 長 森 田 信 司
〈 公 印 省 略 〉

「第 11 回 保育士養成校と保育園・認定こども園との研究懇談会」の開催について

平素は、本会の事業推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度におきましても「より良い保育のための協働」をテーマに掲げ、下記の通り「保育士養成校と保育園・認定こども園との研究懇談会」を開催する運びとなりました。

今回の研究懇談会は、パネルディスカッション及びグループ討議により、「人材確保」「共に保育者をどう育てていくか」等について、養成校と施設の双方の課題に焦点を当てながら、養成校と保育園・認定こども園のさらなる連携と協働のあり方について考えてまいりたいと思います。

また、今年度は大阪府担当部局にもご臨席賜りご挨拶いただく予定となっております。

業務ご多忙の折とは存じますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

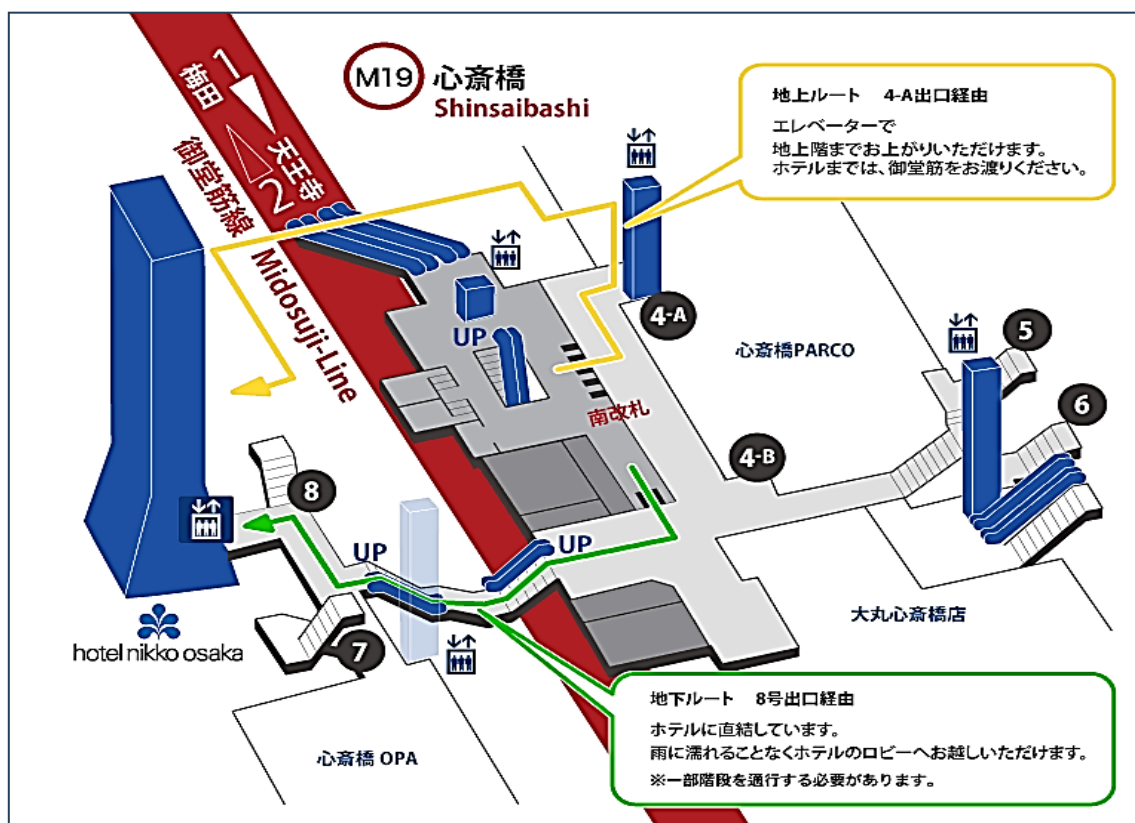
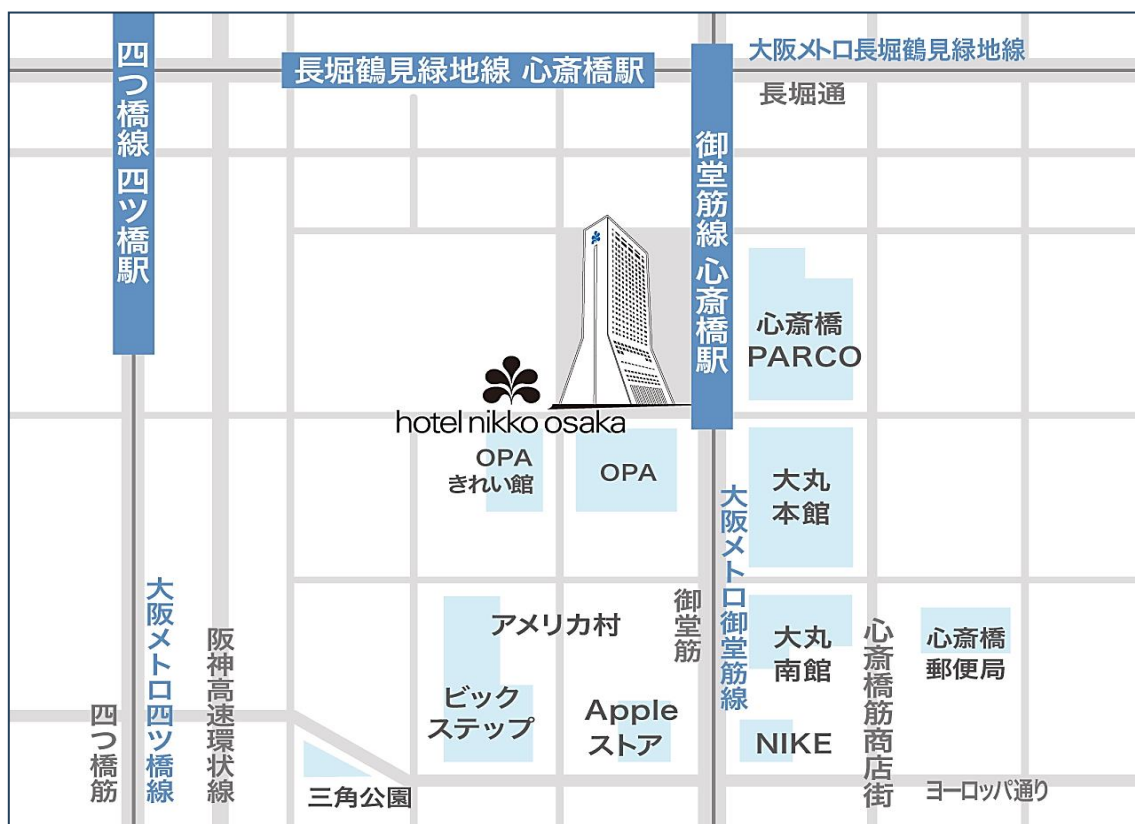
記

1. 日 時 令和 6 年 9 月 18 日 (水) 16 時 00 分～20 時 00 分 (受付開始: 15 時 15 分予定)
2. 会 場 ホテル日航大阪 5 階 鶴の間 ※詳細は末尾記載
3. 参 加 費 お一人 8, 0 0 0 円 (第 1 部: 3, 0 0 0 円、第 2 部: 5, 0 0 0 円)
※当日受付にて申し受けます。釣銭のないようにご協力をお願いいたします。
※第 1 部・第 2 部は、原則、両方ご参加いただきますようお願い申し上げます。
やむを得ず、いずれか一方のみのご参加となります場合は、事務局までご連絡ください。
4. 対 象 者 ①保育士養成協議会近畿ブロック会員校の教職員
②保育部会会員施設の施設長等
5. 内 容

第 1 部 (16 時 00 分～18 時 00 分) パネルディスカッション・グループ討議 テーマ「より良い保育のための協働」 コーディネーター: 大阪城南女子短期大学 総合保育学科 特任教授 大嶋健吾 氏 パネ リ ス ト: 大阪成蹊大学 教育学部 教授 石田貴子 氏 大阪城南女子短期大学 総合保育学科 講師 玉川朝子 氏 明善めぐみ園 園長 亀井信順 氏 さかとがはらこども園 副園長 齊藤吉晋 氏
第 2 部 (18 時 20 分～20 時 00 分) 懇談会
6. 参加申込 こちらの[参加申込入力フォーム\(クリック\)](#)よりお申込みください。締め切りは令和 6 年 8 月 31 日 (土) までとさせていただきます。

7. 問合せ先 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・施設福祉部 保育部会事務局
TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-6768-2426 E-mail: info@niji-tumi.net

＜会場アクセス＞ ホテル日航大阪（〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋 1-3-3）
大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心斎橋駅」8号出口直結



令和7年度 大阪府の施策・予算に対する要望事項 について（抜粋）

（保育部会）

①ネガティブ報道により現場の保育士が動揺することなく、安心して日々の保育を行えるよう対策を講じられたい。

【説明】

置き去り事案や不適切保育等、ネガティブな報道が保育業界や保育現場を混乱させる日常となり、人材確保にもかなりの影響が出ていると考えられる。保育の現場では常日頃から安心安全な保育を提供するため、研修や保育の見直し等を行うなど努力を続けている。

については府として現場の保育士が動揺することなく、安心して日々の保育を行えるよう、保育業界のイメージアップ等に資する対策を講じられたい。

②保育士不足がより一層懸念される中、保育分野における円滑な人材確保に資するため、保育士修学資金貸付制度等について、さらなる制度周知を図られるとともに予算の増額を国に強く働きかけられたい。

【説明】

少子高齢化が加速度的に進み、労働人口が減少する中、こども誰でも通園制度の試行的事業が開始されるなど、保育士不足がより一層深刻になることが懸念される。

こうしたことから保育分野における円滑な人材確保に資するため、保育士修学資金貸付制度等について、府としてより多くの学生が本制度を活用できるよう、制度周知を強化するとともに予算の増額について国に強く働きかけられたい。

③保育士人材不足の解消の一助とするための、子育て支援員の配置要件について、更なる緩和が可能となるよう引き続き国に強く働きかけるとともに、大阪府において子育て支援員養成研修を実施されたい。

④職員の離職防止、職場環境の改善につながるカスタマーハラスメントの防止対策がなされるよう、大阪府独自の施策を検討されたい。

【説明】

保育園・認定こども園は、子どもを預かるという責任の大きさから保護者や家族からのクレームが発生しやすい環境にあり、その中には過剰な要求や、不当な言いがかりといった悪質なものもある。職員が本来の業務に専念できる職場環境の改善・心理的負担の軽減・離職防止に向け、保護者等からの過剰な苦情や不当要求への対応専用窓口の設置をはじめとした対策を検討されたい。

令和7年度 大阪府の施策・予算に対する要望事項 について（抜粋）

⑤利用定員の変更について、法令や国通知に定められているとおり、各自治体で格差が生じることなく速やかに変更手続きを行われるよう、各市町村に強く働きかけられたい。

【説明】

利用定員の引き下げについて、届け出を拒む市町村が見受けられる。法令や国通知に定められているとおり、施設からの届出を拒むことなく速やかに変更手続きを行うよう、引き続き各市町村に強く働きかけられたい。

⑥国の補助事業（例：保育補助者雇上強化事業等）について、その活用が各市町村によって格差が生じないよう強く働きかけられたい。

⑦職員の円滑な処遇改善に資するため、処遇改善加算を速やかに一本化するよう、国に強く働きかけられたい。また、全産業との賃金格差について、公定価格基本単価の向上を国に強く働きかけられたい。

⑧主任保育士専任加算等の加算・減算要件における0歳児の入所数について一定の緩和がなされたが、地域（園）の実情や時勢に応じた要件の見直しが図られるよう、引き続き国に強く働きかけられたい。あわせて、高齢者等活躍促進加算や施設機能強化推進費加算においても同じく要件の見直しが図られるよう、国に強く働きかけられたい。

【説明】

主任保育士専任加算等の加算・減算要件における0歳児の入所数について一定の緩和がなされたが、少子化の進行や育休期間における保障見直しが検討される中、府が予測されているとおり、地域によっては今後ますます要件を満たすことが困難となる施設の増加が考えられる。このため、0歳児だけでなく1歳児5名の入所等、地域（園）の実情や時勢に応じた要件の見直しが図られるよう、引き続き国に強く働きかけられたい。

あわせて、高齢者等活躍促進加算や施設機能強化推進費加算においても同じく要件の見直しが図られるよう、国に強く働きかけられたい。

⑨育休取得率の向上により、職員配置がなされているにも関わらず、年度当初は0歳児の定員が埋まらない施設が増えている。0歳児の定員が埋まらない期間に対する対策について国に働きかけられたい。

【説明】

育休取得率の向上により、大阪府域においても0歳児入園希望が減り1歳児入園希望が増えている。地域差はあるものの、年度当初は0歳児の定員が埋まらない施設が増えているが、年度途中の入園に備えるためにも0歳児担任の確保は必須である。

このため、職員配置がなされているにも関わらず、年度当初0歳児の定員が埋まらない期間に対する対策について、国に働きかけられたい。

令和7年度 大阪府の施策・予算に対する要望事項 について（抜粋）

- ⑩各自治体が保・幼・小の架け橋プログラムの本格実施をできるよう、連携・強化に加え、支援学級の在り方や小学校接続加算等について各自治体において格差が生じないよう、各市町村に強く働きかけられたい。
- ⑪保育施設等に係る事務書類の軽減について、引き続き国に働きかけられたい。
- ⑫ICT化推進事業は1施設1回限りとなっているが、導入したシステムの更新やアップグレードのため柔軟に補助金が活用できるよう国に働きかけられたい。
- ⑬府や市の施設監査以外に保健所等外部関係団体から訪問検査があるが、事前に関係担当課と調整して頂き、検査を受けた項目に関しては、施設監査の際に簡略化するなど現場の負担軽減を図られたい。
- ⑭大阪府内の各市町村における地域区分について、各市町村において格差が生じることなく府内全域を都市部にふさわしい地域区分に統一されるよう国に強く働きかけられたい。

令和6年度 保育関係調査アンケート

(9月2日現在)

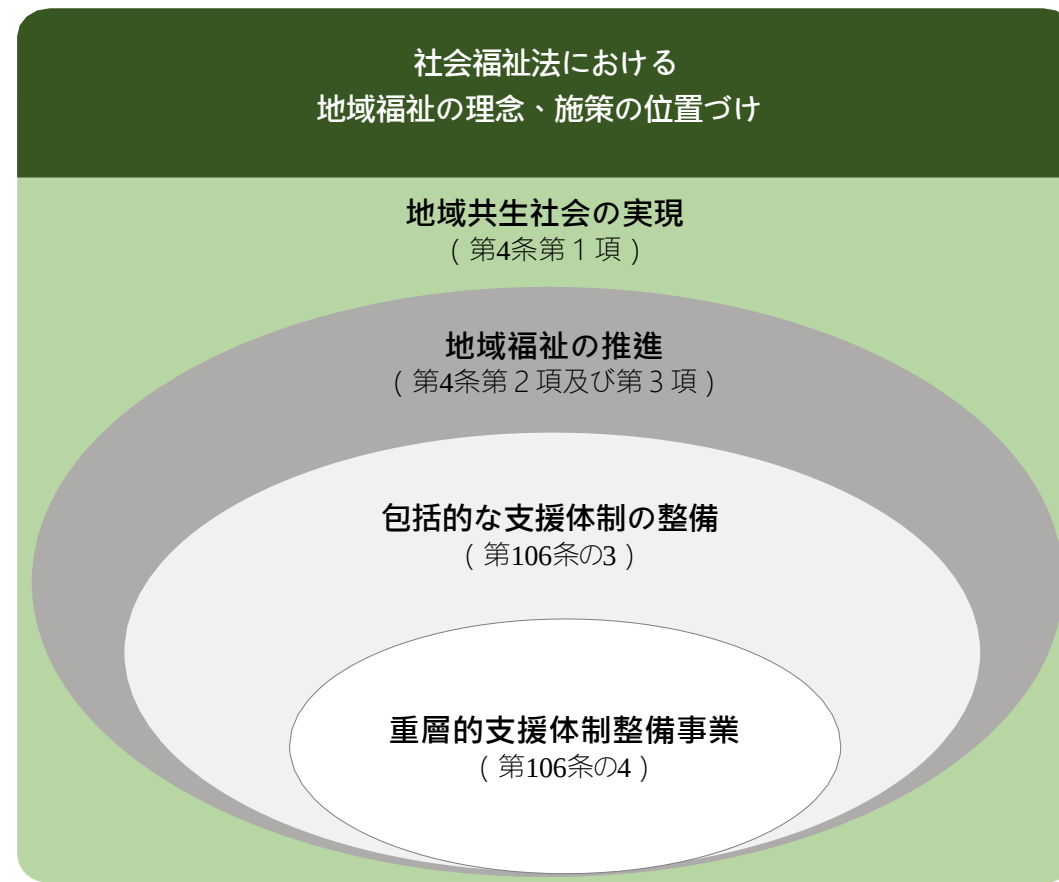
	提出状況	市町村	担当部課	備考
1	8月23日	高槻市	子ども未来部 保育幼稚園事業課	
2	8月21日	茨木市	こども育成部保育幼稚園事業課	
3		摂津市	こども家庭部保育教育課	
4	8月30日	吹田市	保育幼稚園室	
5	8月30日	豊中市	こども未来部こども政策課	
6	8月30日	箕面市	子ども未来創造局保育幼稚園利用室	
7	8月29日	池田市	子ども・健康部 幼児保育課	
8	9月2日	島本町	教育こども部子育て支援課	
9	8月30日	豊能町	教育委員会事務局こども未来部こども育成課	
10		能勢町	福祉部福祉課	
11		枚方市	子ども未来部 私立保育幼稚園課	
12		寝屋川市	こども部保育課	
13	8月27日	交野市	健やか部こども園課	
14	8月22日	守口市	こども部こども施設課	
15		門真市	保育幼稚園課	※今週中提出予定
16		四条畷市	こども政策課	
17	8月29日	大東市	福祉・子ども部 こども家庭室	
18	9月2日	東大阪市	子どもすこやか部	
19	8月30日	八尾市	こども若者部 保育・こども園課	
20	8月28日	柏原市	福祉こども部こども施設課	
21		藤井寺市	こども未来部 こども施設課	
22		松原市	子ども未来室	
23	8月30日	羽曳野市	こどもえがお部こども保育課	
24	8月30日	富田林市	こども未来部こども育成課	
25		河内長野市	こども部こども子育て課	
26		大阪狭山市	こども政策部こども育成グループ	
27	8月28日	太子町	子育て支援課	
28	8月28日	河南町	教・育部こども1ばん課	
29	8月14日	千早赤阪村	教育課	
30	8月29日	高石市	教育部こども未来室 子育て支援課	
31		泉大津市	こども育成課	
32	8月29日	和泉市	教育・こども部こども未来室	
33	8月19日	岸和田市	子育て施設課	
34	8月19日	貝塚市	子ども部 子育て支援課	
35	8月14日	泉佐野市	こども部子育て支援課	
36		泉南市	保育子ども課	
37	8月28日	忠岡町	忠岡町健康福祉部こども課	
38		熊取町	健康福祉部保育課	※来週中提出予定
39	9月2日	田尻町	子育て・地域福祉課	
40		阪南市	こども未来部こども政策課	
41		岬町	しあわせ創造部子育て支援課	
42		堺市	幼保政策課	
43		大阪市	こども青少年局幼保施策部幼保企画課	

地域共生社会の実現をめざす 包括的支援体制づくりと 重層的支援体制整備事業

令和6年9月3日 保育部会常任委員会
大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 難波志保

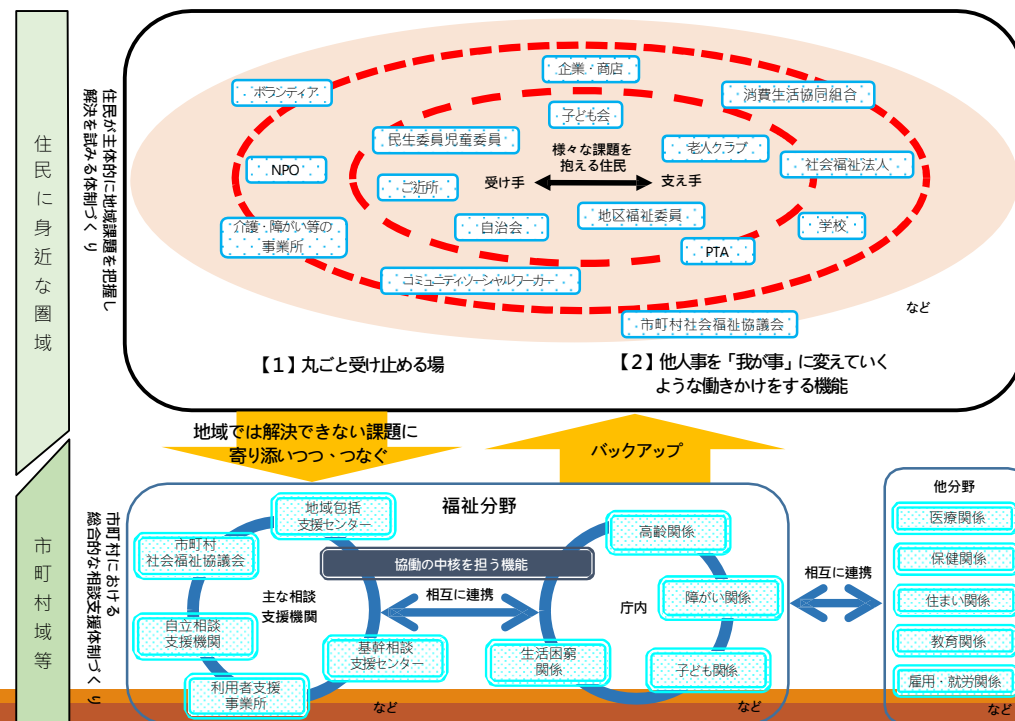
地域住民等が主役の地域共生社会

高齢者等の「社会的孤立」やいわゆる「8050問題」、ヤングケアラーをめぐる問題、さらには軽度の精神障がいが疑われる人等の「制度の狭間」の問題や、様々な事情を抱え生きづらさを感じている人々などを念頭に、**制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものである。**



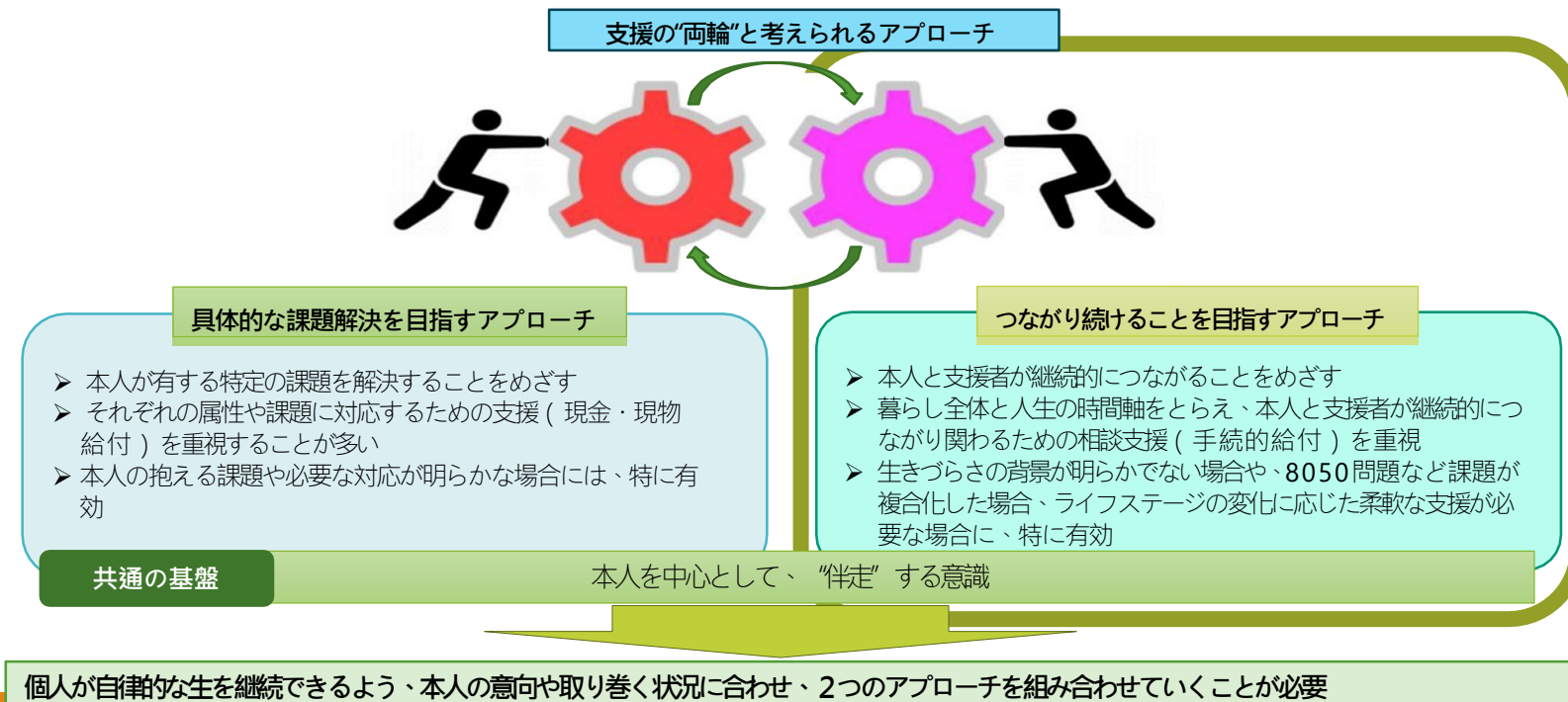
市町村による包括的な支援体制の整備

住民に身近な市町村は、社会福祉法第106条の3において、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することが求められている。

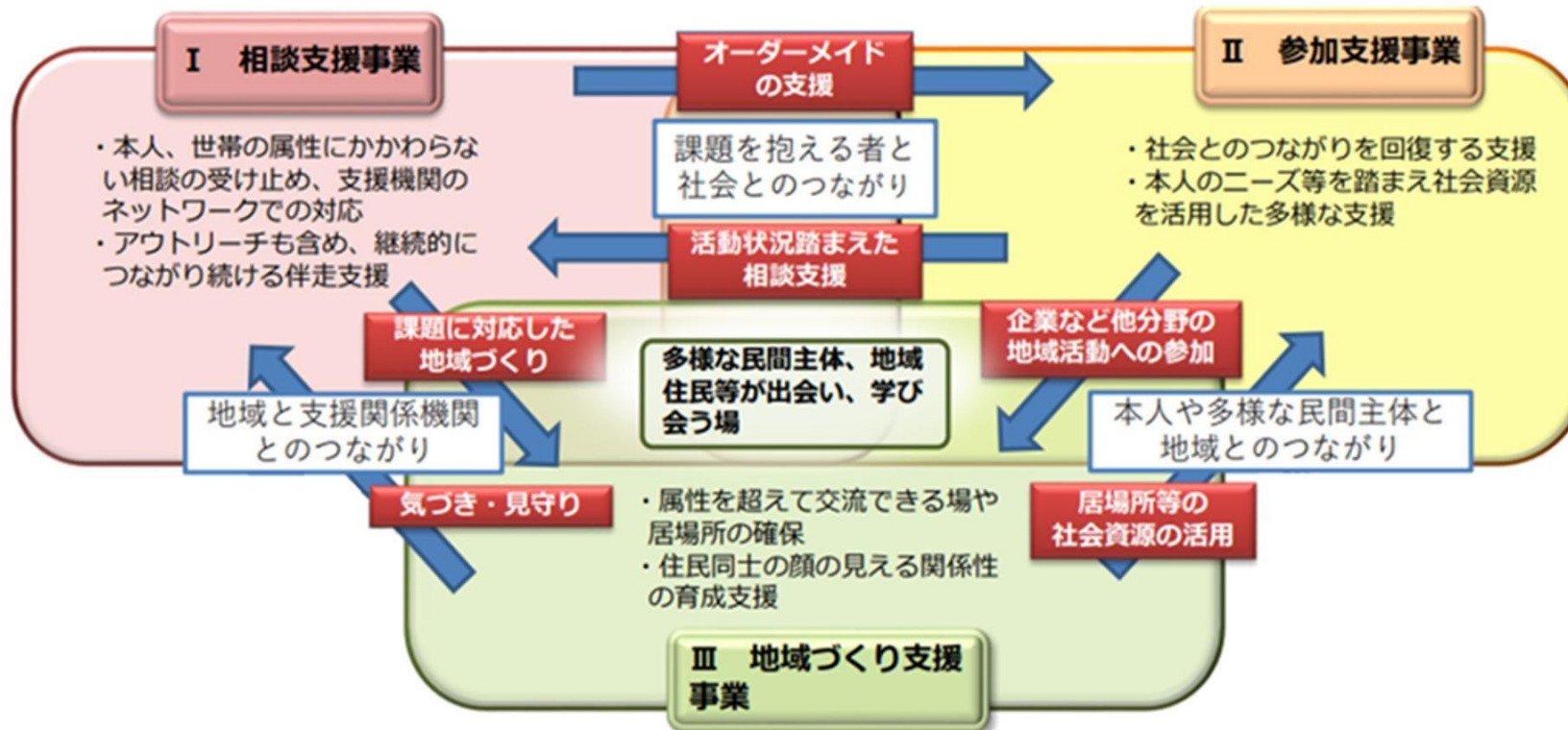


包括的な支援の2つのアプローチ

従来中心的な支援策であった「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、「つながり続けるアプローチ」が重要であると指摘されている。つながりを絶やさず、地域で関わり続けることを重視したものであり、今後、包括的な支援を進めていくなかで特に留意しなければならない。



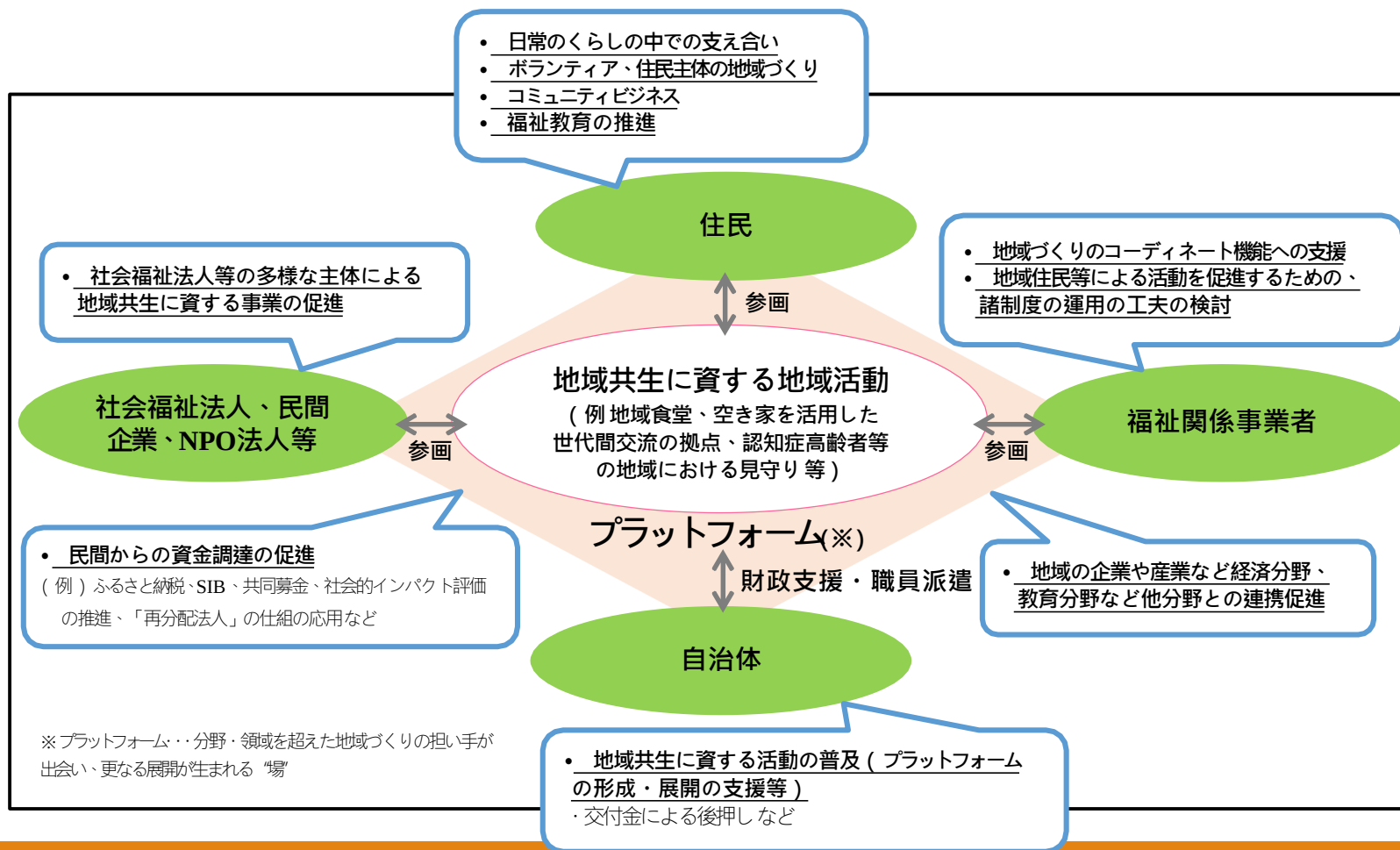
重層的支援体制整備事業の創設



※各市町村の実施状況は、別紙一覽参照

重層的支援体制整備事業の「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの取組みは、それぞれが関連し合いながら**一体的に実施されることで相乗効果が生まれること**に留意しなければならない。

多様な担い手の参画による地域活動

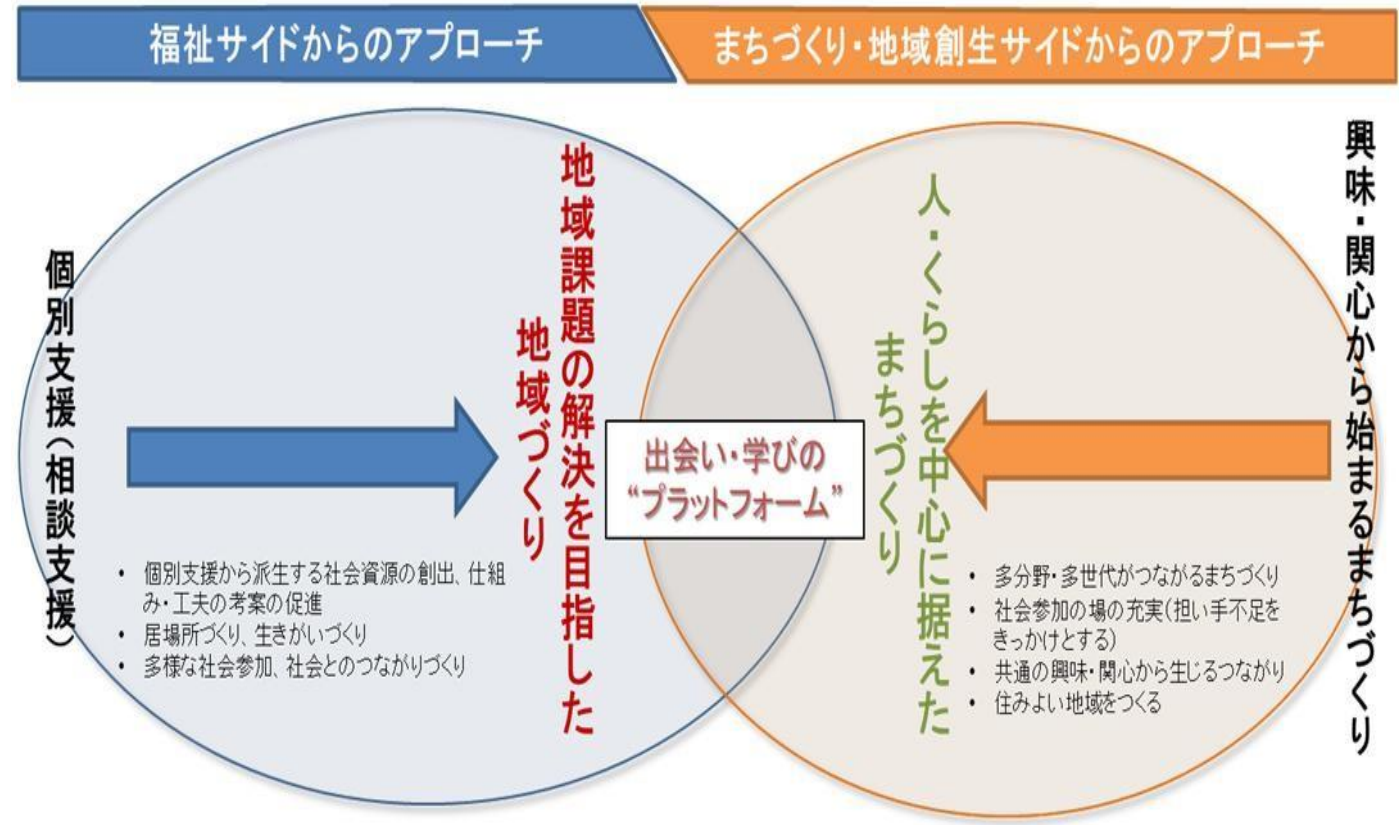


協働の基盤づくりの必要性

地域共生社会の実現に向けた取り組みは、地域で活動する多様な人々や団体と、そこに暮らす住民が地域活動に関わり、つながることで初めて効果を発現し得る。

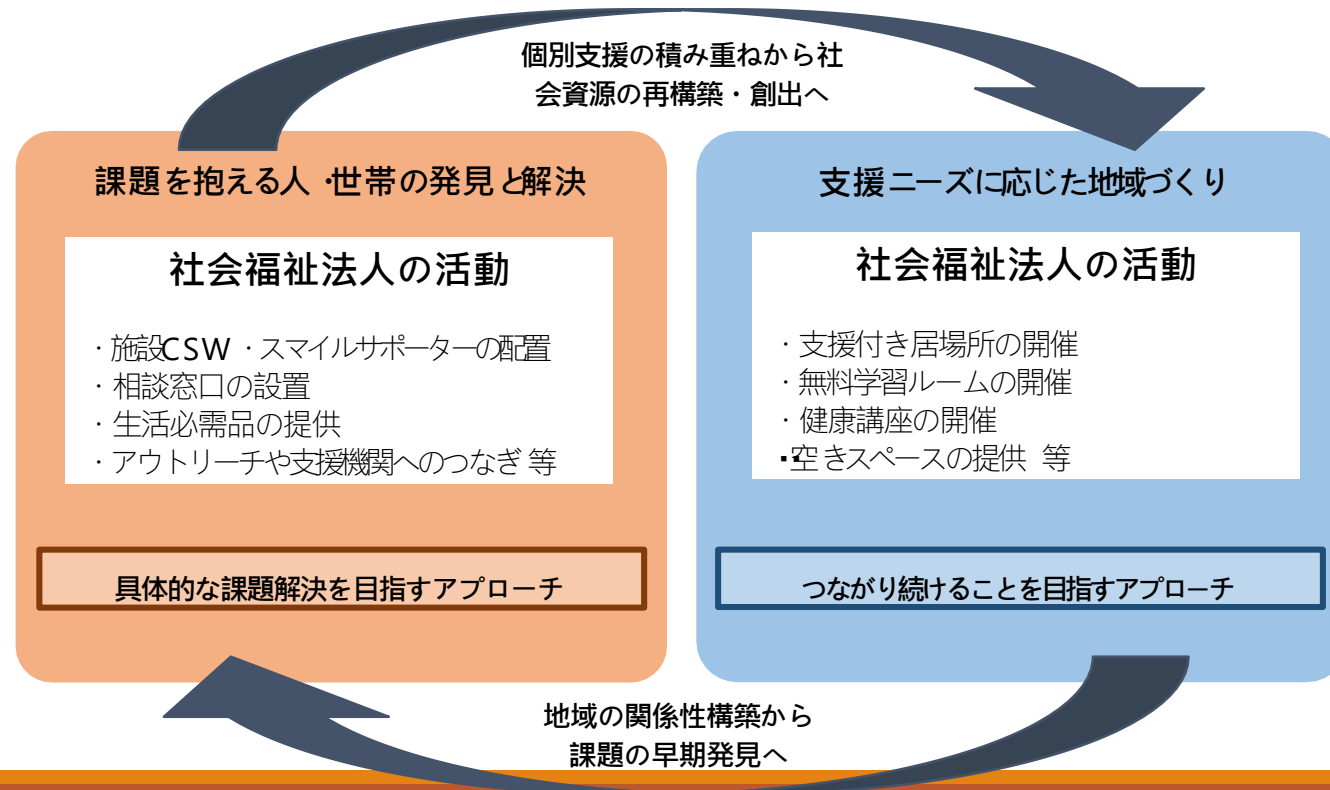
皆が出会い、学び合い、共に活動していく基盤が必要である。

とりわけ、大阪においてこれまで先進的な地域貢献活動を実践し、今後地域との連携の更なる推進を指向している社会福祉法人との協働の基盤づくりが、包括的な支援体制の充実の鍵になると考える。



市町村と社会福祉法人との協働により 生まれる効果

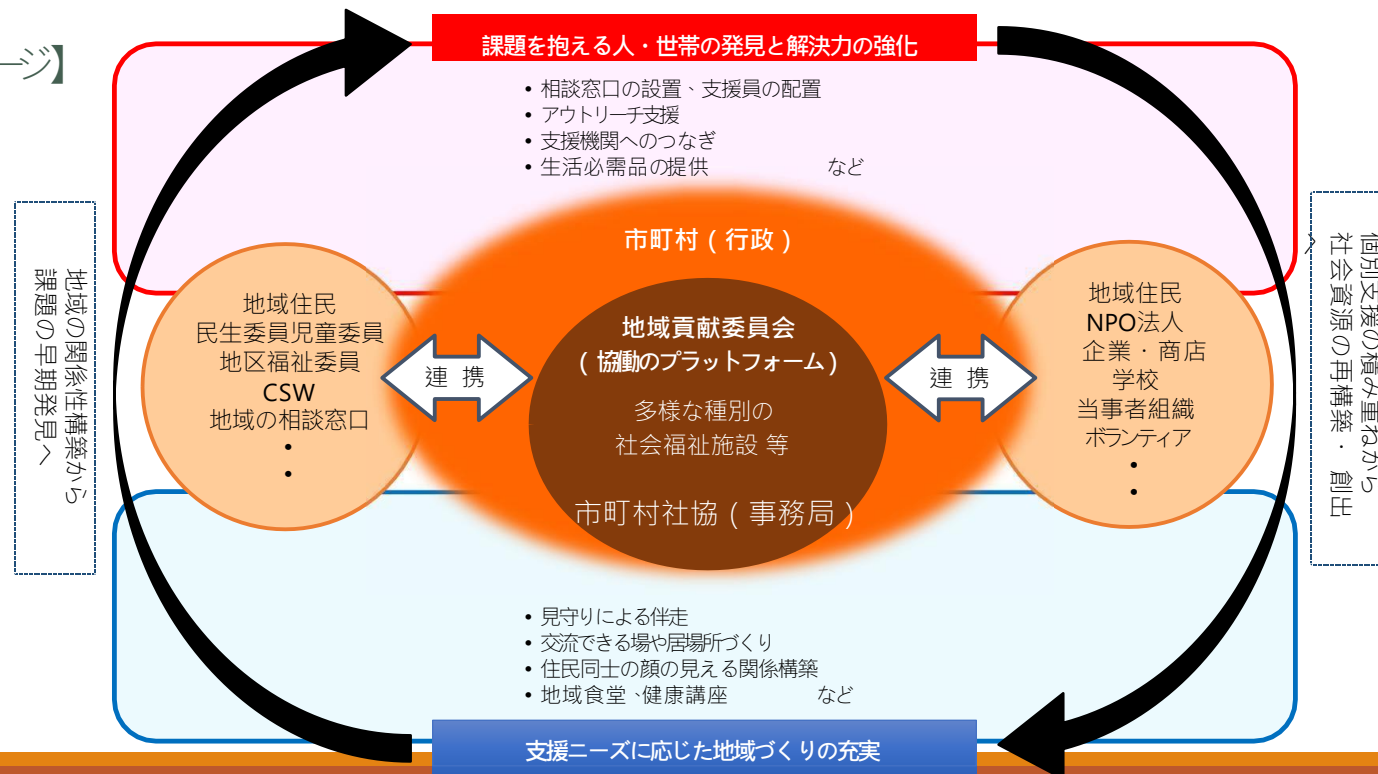
- ・ 協働の効果1 ・地域の相談支援や見守り機能の強化
- ・ 協働の効果2 ・個別支援と地域生活課題に応じた社会資源の創出との好循環



協働に関する「大阪モデル」の提案

地域における包括的な支援体制の整備に向けた市町村と社会福祉法人等との協働の基盤(プラットフォーム)として「地域貢献委員会」を位置づけ、これを核として、両者の連携を深めるとともに、地域住民等と広範につながり、相談支援の強化と地域づくりの充実の相乗効果を発揮するもの。

【イメージ】



重層的支援体制整備事業への実施状況(R6.6.10時点)

市町村名		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		重層事業	移行準備	重層事業	移行準備	重層事業	移行準備	重層事業	移行準備(予定)
1	大阪市				○		○		○
2	堺市		○		○		○	○	
3	岸和田市								
4	豊中市	○		○		○		○	
5	池田市								
6	吹田市								
7	泉大津市								○
8	高槻市					○		○	
9	貝塚市						○	○	
10	守口市								
11	枚方市		○	○		○		○	
12	茨木市							○	
13	八尾市		○		○	○		○	
14	泉佐野市								
15	富田林市					○		○	
16	寝屋川市								○
17	河内長野市				○		○	○	
18	松原市								
19	大東市								○
20	和泉市								
21	箕面市						○	○	
22	柏原市							○	
23	羽曳野市								○
24	門真市								
25	摂津市								○
26	高石市		○	○		○		○	
27	藤井寺市								
28	東大阪市			○		○		○	
29	泉南市								
30	四條畷市								
31	交野市					○		○	
32	大阪狭山市	○		○		○		○	
33	阪南市		○	○		○		○	
34	島本町								
35	豊能町								
36	能勢町								
37	忠岡町								
38	熊取町		○		○		○	○	
39	田尻町								
40	岬町								
41	太子町		○	○		○		○	
42	河南町								○
43	千早赤阪村				○		○		○
実施市町村数		2	7	7	6	11	7	18	8

**大阪しあわせネットワーク充実強化検討チーム
検討に関する背景・経過**

[平成16年度] 老人施設部会「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」開始
※府社協「地域貢献委員会（施設連絡会）」の設置を提唱

[平成19年度] 保育部会「スマイルサポーター養成研修」開始

[平成27年度] オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業
「大阪しあわせネットワーク」開始

[平成30年度] 改正社会福祉法
「地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備」
➤ 令和元年度 “伴走型支援” “断らない相談支援”
➤ 令和2年度 “重層的支援体制整備事業”

[平成31年度（令和元年度）～令和2年度]
「大阪しあわせネットワークあり方検討委員会」

[令和3年度]
大阪府「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する研究会」
「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する提案」
➤ 地域における包括的な支援体制の整備に向けた市町村と社会福祉法人等との連携の基盤として「地域貢献委員会」を位置づけた
「大阪モデル」を提案

[令和5年度] 老人施設部会「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」20周年
○「大阪しあわせネットワーク充実強化検討チーム」発足
➤ 包括的支援体制構築の流れを踏まえた「事業のあり方」
➤ 人材確保難における
CSW・スマイルサポーター・社会貢献支援員など「人材のあり方」
➤ 物価高騰、法人経営状況などを踏まえた「財源のあり方」

令和10年度を目標に ◎【大阪らしい包括的・重層的支援体制「大阪モデル」の実現へ】
--

[令和6年度] ◎モデル2市（寝屋川市・交野市）で試行実施

[令和7～9年度] 令和7年度「大阪しあわせネットワーク」10周年
◎包括的・重層的支援体制「大阪モデル」移行準備期間

[令和10年度] ◎大阪らしい包括的・重層的支援体制「大阪モデル」へ移行

大阪府社会福祉協議会 社会貢献基金運営委員会
大阪しあわせネットワーク充実強化検討チーム 検討報告〈概要版〉(案)

◆令和5年度、大阪府社会福祉協議会社会貢献基金運営委員会に「大阪しあわせネットワーク充実強化検討チーム」(メンバー：施設種別部会4名、市町村社協3名、府社協)を設置し、

- ①地域共生社会の実現に向けて、オール大阪(府域)で推進している「大阪しあわせネットワーク」や、市町村域で展開している「地域貢献委員会(施設連絡会)」で培ってきた“社会福祉法人による地域貢献実践”を活かした大阪らしい包括的・重層的支援体制「大阪モデル」の構築
- ②社会福祉法人を取り巻く人材確保難、物価高騰など経営環境の変化を踏まえた持続可能な事業実施体制

について、「大阪しあわせネットワーク」でこれまで培ってきた取り組みが後退しないよう、具体的な推進方策の検討を進め、「大阪モデル」の実現に向けた具体的な推進方策を次のとおり整理しました。

＜大阪らしい包括的・重層的支援体制「大阪モデル」推進方策＞

大阪しあわせネットワーク10周年の令和7年度に向けて、大阪らしい包括的・重層的支援体制「大阪モデル」の体制構築を推進します。

・大阪府内各市町村の状況を踏まえ、令和7年度からの令和9年度までの3年間を移行準備期間と設定し、検証を行いながらすすめていきます。

令和6年度は、府内一部の市町村で大阪らしい包括的・重層的支援体制(大阪モデル)を試行的に実施し、モデル的实践を大阪府内に共有します。

・令和6年度に「市区町村域しあわせネットワーク活動支援事業」の枠組みを活用し、《寝屋川市・交野市》において試行実施していきます。

包括的・重層的支援体制「大阪モデル」の実現に向け社会貢献支援員を府域・市町村域に役割・機能を分けて再編し、新たなカタチで配置します。

・令和7年度以降、大阪府域におけるコーディネート機能を担う「しあわせネットワーク(仮称)」として再配置し、大阪府社会福祉協議会社会貢献推進室本部に拠点を集約、社会福祉法人・施設や市町村社協と連携し、効率的・効果的に府内全域をフォローできる体制に順次移行していきます。

＜市区町村域での体制移行のスケジュール(イメージ)＞

	R6	R7	R8	R9	R10～
体制移行まで	モデル指定 (寝屋川市・交野市) ※市区町村域しあわせNW活動支援事業助成	移行準備期間 ※費用負担(手上げ)			移行(目標) ※費用負担無し
		(モデル的实践を提示)	(検証・見直し)		
種別部会・会員施設への説明・周知	重点強化期間 会議・研修を中心に実施		強化期間 定期的実施・個別対応		必要に応じて実施
市町村社協・地域貢献委員会等への説明・周知	重点強化期間 府域と各市町村域で実施		強化期間 定期的実施・個別対応		必要に応じて実施

※令和6年度、各施設種別部会や市町村社協、地域貢献委員会等へ順次説明をさせていただく予定です。

※参考〈令和6年度 市区町村域しあわせネットワーク活動支援事業〔モデル事業〕〉

モデル市（寝屋川市・交野市）の取り組み（概要）

	寝屋川市	交野市
実施主体等	地域貢献委員会を中心とした実践	CSW（社協・施設）合同会議を中心に重層的支援体制整備事業との連携も見据えた実践
取り組み概要	・会員施設参画のフードドライブ活動を基本に、災害時の拠点化や顔の見える関係づくりをめざす ・フードドライブの活用でひとまずの緊急支援ができる。市社協（生困等）で対応する個別ケース等にも活用。	会議には、こども園、市社協の重層・生困担当、市教育委員会も出席。重層事業の対応事例も共有。重層事業では、市内29の事業所（うち地域貢献連絡会会員施設14事業所）が相談窓口「まるまど」の協力事業者（レスキュー事業を行う2法人も含む）。
その他	今年度、会員施設向けにレスキュー事業等の研修を実施予定	会議の内容は、地域貢献連絡会とも共有。地域貢献事業など連携が必要な取組は会員施設に呼びかけて実施。（例：R6 クイズラリーなど）

令和6年度 キャリアアップ研修（食育・アレルギー対応）

《 開催要項 》

キャリアアップ研修 「食育・アレルギー対応」

この研修は「**大阪府保育士等キャリアアップ研修**」実施機関指定研修です。
所定の研修修了者には、「食育・アレルギー対応」分野の修了証を交付いたします。
詳細は、3 ページをご覧ください。

趣旨・目的

本研修では、(1)子どもと保護者の支援に必要とされる栄養に関する基礎知識を学ぶこと、(2)食育の基本を理解した上で適切に食育計画の作成と活用ができる力を養うこと、(3)アレルギーに関する基本的な知識と理解を深め、子どもと保護者に対する適切なアレルギー対応を行うことができる力を養うこと、(4)保育所における食事提供および食育の基本を学んだうえで、適切な食事提供と食育指導ができる実践的な能力を身に付けることを到達目標とします。

日 程（全3日間） ※本研修は集合型研修です。

- 1日目 令和6年 10月7日（月） 9時45分～17時10分
2日目 令和6年 10月8日（火） 10時00分～17時10分
3日目 令和6年 10月9日（水） 10時00分～13時10分

会 場（全日程） ※詳細は 4 ページの「会場へのアクセス」をご覧ください。

OMMビル グラン 102

受験対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、食育・アレルギー対応分野のリーダー的役割を担う方（または、当該役割を担うことが見込まれる方）

受講定員

60 名

受講料

保育士会会員施設：15,000 円 会員でない方：30,000 円

※受講決定者に対し請求書を送付いたしますので、支払期限までにお振込みください。

※受講料には、当日の資料代・事務消耗品代が含まれています（交通費・昼食代等は含まれておりませんので、各自ご負担ください）。

【重要】受講料振込日までに受講キャンセルされた場合は返金します。但し振込日以降のキャンセル対応及び受講料の返金はいたしかねますので、予めご了承ください。

申込方法

《申込期限：令和6年9月20日（金）17時00分まで》

保育士会会員の方は、保育部会・保育士会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください。定員に達し次第締め切らせていただきます。原則として先着順とさせていただきます。

会員でない方は、お手数ですが、保育士会事務局までお問い合わせください。

実施主体

大阪府社会福祉協議会 大阪府保育士会

【1日目】令和6年10月7日（月）

9時15分～ 受付開始	
9時45分～ 開会・受講ガイダンス	
10時00分～13時10分 「栄養に関する基礎知識」	保育に必要とされる栄養に関する基礎知識を学ぶとともに、栄養の基本的概念と五大栄養素(炭水化物・たんぱく質、脂質、ビタミン、ミネラル)のはたらき、さらには栄養素以外の食品成分についても食品の知識につながら学ぶ。 休憩 10分 栄養に関する基礎知識や食品についての知識を踏まえて、食事摂取基準と献立作成・調理の基本、子どもの健康のための食と栄養の知識、食品の衛生管理についての理解と対応について学ぶ。さらに、クッキング保育についても考える。
13時10分～14時00分（50分）	昼食休憩
14時00分～17時10分 「食育計画の作成と活用」	食育基本法、保育所における食育に関する指針、保育所保育指針を踏まえて、離乳期・移行期・幼児期それぞれの発達を考慮した食育を理論的に学ぶとともに、子どもが楽しく食べるための食育の実践について事例を参考に学ぶ。 休憩 10分 保育の全体的な計画にもとづいた食育計画の作成について学び、年齢別食育指導計画の立て方を把握する。食育の評価、改善、食生活指導及び食を通じた保護者支援、地域や関係機関との連携、食育のための環境についても学ぶ。
17時10分～ 質疑応答・終了	

【2日目】令和6年10月8日（火）

9時30分～ 受付開始	
10時00分～13時10分 「アレルギー疾患の理解」	免疫のしくみ、たんぱく質の消化のしくみ、乳幼児期の食物アレルギーのしくみについて学んだ上で、子どもに多いアレルギーを中心に、アレルゲン別の基礎知識と対応、さらに、子どもと保護者への対応についても学ぶ。 休憩 10分 アレルギーのひやりはっと事例を学んだ上で、各園でのひやりはっと事例の交流によって、アレルギーの事故防止につながる応用的な知識を得る。アレルギーについて、医療機関との連携・食物経口負荷試験への対応についても学ぶ。
13時10分～14時00分（50分）	昼食休憩
14時00分～17時10分 「保育所における食事の提供ガイドライン」	保育所における食事の提供ガイドラインを参考に、子どもと保護者の食をめぐる現状、保育所における食の提供の現状を把握し、保育所における食事提供の意義と具体的なありかた、食事の提供における留意事項について学ぶ。 休憩 10分 食事提供の評価のポイントを学ぶとともに、保育所での食事提供の好事例を参考に事例交流を行い、チェックリストをもとに各保育所の課題と改善が必要な事項を明確にし、質の向上や改善につながる知識と方策を検討する。
17時10分～ 質疑応答・終了	

【3日目】令和6年10月9日（水）

9時30分～ 受付開始	
10時00分～13時10分 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」	保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを参考に、アレルギー疾患への対応の現状について各保育所の対応を交流して課題を確認する。生活管理指導表を理解し、各保育所でその活用をどのように進めるかについて学ぶ。 休憩 10分 保育所におけるアレルギーの緊急時対応について学ぶとともに、アナフィラキシーが起こった時の対応について身につける。エピペントレーナーを用いて、エピペンの使用方法を実践する。アレルギー児の入所・卒所時の対応についても学ぶ。
13時10分～ 質疑応答・終了	

名古屋短期大学保育科 教授 ^{おがわ ゆうじ} 小川 雄二 氏

略 歴：名古屋大学農学部農芸化学科卒 同大学院農学研究科博士課程修了 農学博士
名古屋短期大学講師、助教授を経て 1996 年より名古屋短期大学保育科教授(子どもの食と栄養などを担当)。桜花学園大学副学長、名古屋短期大学桜花学園大学附属幼稚園長を兼務
子ども時代の食の大切さを多くの人に伝えることをライフワークにしています。

著 書：『乳幼児期の発達と食事(芽ばえ社)』『幼児期の保育と食育(芽ばえ社)』『五感イキイキ！心と体を育てる食育(新日本出版社)』『食物アレルギーの基礎と対応(みらい)』『子どもを伸ばす食育の知識』など『食べもの文化』『学校給食』『保育のひろば』等の雑誌に連載多数。

その他：保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・栄養士・保護者などを対象とした、「食育」「アレルギー」「咀嚼」などをテーマとした講演・研修多数。

社会活動：全国小児栄養研究会代表、NPO 法人アレルギー支援ネットワーク副理事長、NPO 法人愛知県食育協会理事長 等

保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

(1)概要

◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」(以下「キャリアアップ研修」といいます)における「**食育・アレルギー対応**」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「食育・アレルギー対応」分野の修了証を交付します。

- ◇対象となる講義をすべて履修していること(遅刻・早退・欠席等は認められません)。
- ◇所定の「受講レポート」を提出していること(すべて白紙での提出は認められません)。
- ◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること(下記(4)参照)。

◆キャリアアップ研修は、平成 29 年 4 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(雇児保発 0401 第 1 号)別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1 分野につき 15 時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

(2)「受講レポート」の提出について

◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「受講レポート」の提出を求めますので、必ず提出してください(提出されない場合は、修了証を交付することができません)。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

(3)修了証の交付方法について

◆修了証は、該当する受講者に対し大阪府から認定を受けたのち、所属施設へ郵送いたします。

(4)研修修了者の情報管理について

◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

- (1)保育士登録番号(有資格者のみ) (2)氏名・生年月日・住所 (3)勤務先施設の名称・所在市町村名
(4)修了した研修分野 (5)修了証番号 (6)修了年月日

◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。

◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程(プライバシーポリシー)を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

受講までの流れ

《9月20日（金）17時00分まで》

①申込	保育部会・保育士会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、 申込みフォーム にアクセスいただき、お申込みください。
-----	---

※保育士会の会員でない方は、事務局までお問い合わせください。

《9月30日頃発送予定》

②受講決定	受講決定者に対し、各種書類（ 決定通知書兼請求書 、 受講チケット 、 開催要項 ）を郵送いたします。 ※初回受講日までに「 キャリアアップ研修名簿登録 」について、事務局からメールにて案内する受付フォームから回答をお済ませください。
-------	--

《10月4日までに》

受講料のお支払い	請求書記載の銀行口座までお振込みください。
----------	-----------------------

③受講開始	受講初日（10月7日）に、 「受講チケット」 をご持参ください。
-------	--

【重要】受講料振込日までに受講キャンセルされた場合は返金します。但し振込日以降のキャンセル対応及び受講料の返金はいたしかねますので、予めご了承ください。

会場

OMMビル グラン102 〒540-0008 大阪府中央区大手前 1-7-31

京阪電車「天満橋」駅東口、Osaka Metro 谷町線「天満橋」駅北改札口から OMM 地下2階に連絡



※お越しの際は、公共交通機関をご利用いただき、お車等でのご来場はご遠慮ください。

●研修に関するお問い合わせは…

大阪府社会福祉協議会 保育士会事務局（担当：中野、澤）

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail: info@niji-tumi.net

保育部会・保育士会ホームページ「にじいろつみきネット」URL: <http://www.niji-tumi.net/>

参加までの流れ

- 1 下記「参加申し込み」に記載の専用サイトにて参加申込してください。
- 2 申し込み完了後、24時間以内に、登録されたメールアドレスに申込完了メールを送信しますので、**必ずご確認ください。**
- 3 申込完了後、10月中旬以降に参加費等振込のご案内をメール送信します。
振込口座・振込期日等はメールにてご確認ください。
- 4 ご入金確認後、開催1～2週間前をめどに最終のご案内をメール送信します。
- 5 メール内容をご確認いただき、お申込者自身で参加券をダウンロードのうえ、大会当日、会場受付にご提出ください。
※各種ご案内が届かない場合は、名鉄観光サービス（株）MICEセンターへご連絡ください。

参加申し込み

参加申込は専用サイトよりお申し込みください。

<http://www.mwt-mice.com/events/2024hoikushikai57>



参加登録の
お申し込み締切

令和6年

10月4日（金）

※ 宿泊のお申し込みも同専用サイトよりお申し込みできます。詳細は専用サイトにてご確認ください。

専用サイトへは全国保育士会ホームページの「研修会」からもアクセスいただけます。

全国保育士会トップページ ▶ 研修会 ▶ 全国保育士会研究大会 <https://www.z-hoikushikai.com/>

- 専用サイトで、参加申し込みが完了された方には、登録いただいたメールアドレスに参加登録完了のメールが配信されます。
注1：参加申し込み完了後、24時間以内に申込完了メールが届かない場合は、名鉄観光サービス（株）MICEセンターまで必ずご連絡ください。
注2：お使いのパソコン等でセキュリティのためメールの受信拒否設定をされている方は、@mwt.co.jpドメインからのメールが受信できるようあらかじめ設定してください。
- 参加申し込みの登録操作方法は、専用サイトのトップページをご確認ください。
- 締切日令和6年10月4日（金）までの変更・取消は参加者ご自身にて専用サイトで変更等の操作をしてください。
- 締切日以降の変更・取消は、専用サイトのお問い合わせフォームからの送信、または名鉄観光サービス（株）MICEセンターまでご連絡ください。
- 参加費入金後の参加取消は原則として返金対応を致しかねます。
- なお、10月4日（金）以降の参加取消については、ご入金の有無にかかわらず参加費を申し受け、大会終了後の資料送付をもってかえさせていただきますので、予めご了承ください。

留意事項

個人情報の取り扱いについて

- 参加のお申し込みにあたりご提供いただいた個人情報は、本大会の運営・管理の目的に限って使用します。
- なお、本大会の申込受付等に関する業務を委託する名鉄観光サービス（株）MICEセンターには、上記の目的のため、情報を共有します。

お問い合わせ先

・お申込みに関するお問い合わせ先・

名鉄観光サービス（株）MICEセンター
第57回 全国保育士会研究大会 申込受付係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

TEL. 03-3595-1121（受付時間：平日10:00～17:00）
FAX. 03-3595-1119 土日祝祭日休業

・研究大会の内容に関するお問い合わせ先・

全国保育士会事務局

（下立、安藤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内
TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509
E-mail: hoikushikai@shakyo.or.jp
ホームページ：https://www.z-hoikushikai.com/

第**57**回

全国保育士会 研究大会

開催要項

11月21日（木）・22日（金）

高知県立県民文化ホール 他

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目3-30 他



子どもの**現在**と**未来**を支える 保育の実現

子どもは未来のたからやき！！
～高知で一緒に学ぼうや～

近年、核家族化や人口減少等の影響にともなう子育て家庭と地域のつながりの希薄化により、子どもや子育て家庭が抱える課題に気づきにくい状況にあります。そうしたなか、令和5年度に「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が創設され、「こどもまんなか社会」をめざした取り組みが進められています。また、令和6年度には改正児童福祉法が施行されるなど、保育現場や子ども・子育て家庭をとりまく状況は大きな転換期を迎えています。

日々子どもの育ちを支えている保育士・保育教諭等は、自身の持つ専門性とその重要性を改めて認識するとともに、多職種・多機関とも連携した支援の展開につなげるなど、地域の子育て支援の中核を担う存在として活躍することが期待されています。

加えて、保育士・保育教諭等の専門性を地域に積極的に発信することで、保育の仕事の正しい理解を促進するとともに、保育人材の確保・育成・定着や保育者が安心して働き続けられる職場づくりを進めることも必要です。

子ども一人ひとりの最善の利益を尊重し、豊かな育ちを保障するために、全国の保育関係者が集い、保育者一人ひとりが知識や技術を向上させるとともに、保育の研究を深めていくことを目的として、本研究大会を開催します。

主催

社会福祉法人全国社会福祉協議会・
全国保育士会／
全国保育協議会／高知県保育士会

実施主体

全国保育士会 高知県保育士会

後援（予定）

こども家庭庁 高知県 高知市
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
高知県保育所経営管理協議会
高知市民営保育所協議会

プログラム

11月21日木

時 間	内 容
12:00～	受付開始
12:40～12:55 (15分)	オープニングアトラクション
13:00～14:00 (60分)	開会式・式典 ・開会宣言 ・物故者慰霊 ・倫理綱領唱和 ・斉唱「私たちがいるんです」 ・主催者挨拶 全国保育士会 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 高知県保育士会 こども家庭庁 高知県 高知市 高知県社会福祉協議会 高知県保育所経営管理協議会 高知市民営保育所協議会 ・臨席者紹介 全国保育士会名誉委員 等 ・永年勤続保育士への感謝状贈呈 ・大会アピール案採択
14:10～14:40 (30分)	基調報告 「子どもの現在と未来を支える保育の実現」 全国保育士会 会長 村松幹子
14:40～15:00 (20分)	休憩
15:00～16:00 (60分)	行政説明 「子ども・子育てをめぐる国の動向（仮題）」 こども家庭庁 成育局 保育政策課
16:05～17:05 (60分)	記念講演（トークショー） 「幼少期の好奇心と遊びと絵本」 絵本作家 柴田 ケイコ 氏
17:10～17:15 (5分)	全国保育士会・全国保育協議会 大会一本化について
17:20～17:30 (10分)	次期開催県あいさつ

参 加 対 象 ・ 人 数	保育関係者、学生等	1,500人
参 加 費	(会 員) …………… (会員ではない方) …………… (学 生) ……………	15,000円 20,000円 5,000円
参加申込み締切日	令和6年	10月4日金

全国保育士会研究大会（全国保育士会）と
全国保育研究大会（全保協）との一本化について

全国保育士会と全国保育協議会が協働し、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざし、研究大会のさらなる質の向上に向けて、令和7年度から全国大会を一本化し、「全国教育・保育研究大会」として開催します。

全国保育士会では、令和5年度より都道府県保育士会からの申請*に基づき、都道府県庁に対し「処遇改善等加算Ⅱにかかる認定研修実施主体」の申請を行っています。
*指定都市がある都道府県は、指定都市保育士会と調整のうえ申請
都道府県が「処遇改善等加算Ⅱにかかる認定研修実施主体」として全国保育士会を認定した都道府県にある「認定こども園」においては、全国保育士会が実施する研修を受講した時間を認定研修の修了すべき研修時間のなかに積算することができます。都道府県の認定状況については、全国保育士会のホームページをご確認ください。なお、上記の取り扱い、は、「認定こども園」のみが対象となります。

オープニングアトラクション

よさこい鳴子踊り

- ①子どもたちによる「よさこい鳴子踊り」
②「とらっくよさこい(ちふれ)」による演奏
(2023年よさこい祭り 大賞チーム)

とらっくよさこい(ちふれ)
2023年、第70回よさこい祭りにおいて、最優秀賞「よさこい大賞」を受賞し、前回大会の第66回から二連覇を達成。
チームコンセプトは「踊る人も観る人も一緒に喜び楽しみ合えるチーム」。毎年、真夏の高知で開催される「よさこい祭り」では、そのコンセプトどおり、総勢150人の踊り子が「よいさ!ほいさ!」のテンポよくノリのよいフレーズと壮観な演奏で、沿道の観衆を盛り上げ、毎年のテーマに沿った世界観を「楽曲」「衣装」「振り付け」の整合性で表現。その隊列美が創りあげる一糸乱れぬ壮観な景色もまた圧巻で、とらっくよさこい独自の世界感に引き込みます。



記念講演（トークショー）

柴田 ケイコ 氏

高知県生まれ、現在も高知で活動中！
2002年よりフリーイラストレーターとして書籍・広告・雑貨など、幅広いジャンルで活躍するほか、2016年に初絵本「めがねこ」（手紙社）で絵本作家デビュー。
絵本作品に、
「ぼめちゃん」シリーズ（白泉社）
「パンどろぼう」シリーズ（KADOKAWA）
「しろくま絵本」シリーズ（PHP研究所）
「なまけていません。」（大塚健太／文 パイインターナショナル）
最近では、
「パンダのおさじとフライパンダ」（ポプラ社）
などがある。
第16回MOE絵本屋さん大賞2023で、大賞＆3位W受賞。



サイン会を実施します!!

大会当日に、該当の書籍を購入いただいた方のなかから抽選でサイン会への参加券をプレゼント!!

「保育活動専門員」認定制度の実施について

全国保育協議会（全保協）および全国保育士会の各研修会では、受講することで得られる研修ポイントを設定し、一定ポイント以上を獲得した方に対して、認定証を発行する認定制度を実施しています。
令和6年度は下記研修会がその対象となります。また、あわせてブロック保育協議会・ブロック保育士会が主催の研修会についても一部対象に含まれています。

全国保育協議会 主催大会・研修会 (※令和6年2月時点)	①教育・保育施設長ステージアップ研修 ②公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー ③全国保育研究大会 ④認定こども園研修会
全国保育士会 主催大会・研修会 (※令和6年2月時点)	①主任保育士・主幹保育教諭特別講座 ②全国保育士研修会 ③「保育スーパーバイザー」養成研修会 ④全国保育士会研究大会（本大会） ⑤食育推進研修会

※本制度の詳細は全国保育協議会のホームページ
(https://www.zenhokyo.gr.jp/) をご覧ください。

22日金

9:00～9:30 受付 9:30～16:00 分科会

第1分科会「子どもの発達と環境（3歳未満児）」

※助言者の肩書きは令和6年3月末時点

子どもの育ちとともに喜び合う手作りおもちゃの取り組み	乳児期の食事場面における保育者の援助と環境構成について
岐阜県 岐南さくら保育園 森本 郁枝 氏 中島 愛子 氏	徳島県 社会福祉法人石井福祉会 いしいキッズ 小井田 友美 氏 久米 温子 氏

第2分科会「子どもの発達と環境（3歳以上児）」

子ども主体の保育を考える（3歳以上児）	異年齢保育を取り入れて～居場所を見つける～
相模原市 相模原市保育士会 嶋原 万葉 氏 中矢 葉子 氏	広島県 社会福祉法人大心会 宮ヶ迫保育園 若野 文江 氏

第3分科会「配慮を要する子どもへの保育」

共に支え合いながら生きる共生社会の実現に向けて～配慮を要する子どもへの支援充実のための基礎基本～	保育者が与える子どもへの影響～配慮を要する子どもへの“ていねいな保育”について考える～
青森県 社会福祉法人並木福祉会 並木保育園 笹原 芳彦 氏 中野 正子 氏	奈良県 香芝市社会福祉協議会 関屋こども園 松本 薫 氏 古澤 優里 氏

第4分科会「保育のなかの食育」

わくわく！にこにこ！栄養士発信型食育！～食べる力を育もう！楽しみながらお口育て！～	家庭や保小中・行政と連携した食育活動～食育ノートを活用して見えてきたもの～
秋田県 社会福祉法人グリーンローズ グリーンローズてがた保育園 小田原 栄子 氏	熊本県 国照寺保育園 立山 久美子 氏 田中 清子 氏

第5分科会「健康及び安全」

健康な体～日々の生活の中で心と体を動かす～	1.2歳児の主体的で安全な保育を行う保育者の専門性～ICTを用いた保育の専門性の向上～
山梨県 山梨県北杜市保育協議会 加藤 美紀 氏 山田 美和 氏	福岡県 福岡県保育協会保育士会 調査研究部 高木 奈々 氏 江村 優 氏

第6分科会「保育所・認定こども園等における保護者支援」

保護者を巻き込む保育と保護者支援	保育所における外国にルーツをもつ子ども及び保護者支援の在り方に関する研究（仮）～多文化専任を軸とした保護者支援の在り方について～
千葉県 川村学園女子大学附属保育園 山崎 久江 氏 浦野 里美 氏	広島市 広島市基町保育園 松本 智子 氏

第7分科会「地域における子育て支援」

多機能型保育所における子育て支援 保護者と保育者の相互作用に注目して	地域子育て支援力向上のためのネットワークづくりをめざす～職員の子育て支援力の強化のための意識改革・子育て文化の伝承～
埼玉県 (福) 梅花福祉会 幼保連携型認定こども園 コウガの森・梅花 小林 崇 氏	滋賀県 大津市立大平保育園 山崎 みどり 氏

第8分科会「専門性の向上をはかる取り組み」

共に語り合い学び合い育ち合う研修の在り方～地域における研究活動を通した取組から～（仮）	若手保育士の保護者支援にかかわる資質向上をめざして
石川県 小松市教育・保育協議会 研究部 中村 晶子 氏 荻田 優華 氏	佐賀県 東部地区保育会 久保山 久美子 氏 宮崎 恵美 氏

特別分科会「自由発表」 司会・進行を本会副会長が行います。

※詳細は「特別分科会」発表募集要項をご確認ください。

手話通訳、要約筆記など、参加にあたってご要望があればご相談ください。



～全国保育士会・第57回全国保育士会研究大会（高知大会） 分科会会場のご案内～

◆11月21日（木）～22日（金）に開催する第57回全国保育士会研究大会（高知大会）の2日目の分科会の会場が決定しました。下記をご確認ください（裏面地図もあわせてご参照ください）。

分科会	会場
第1分科会「子どもの発達と環境(3歳未満児)」	高知城ホール「多目的ホール」
第2分科会「子どもの発達と環境(3歳以上児)」	セリーズ「レインボー」
第3分科会「配慮を要する子どもへの保育」	ザクラウンパレス新阪急高知「フローラ」
第4分科会「保育のなかの食育」	かるぽーと「大講義室」
第5分科会「健康及び安全」	かるぽーと「小ホール」
第6分科会「保育所・認定こども園等における保護者支援」	セリーズ「マリン」
第7分科会「地域における子育て支援」	セリーズ「コーラル」
第8分科会「専門性の向上をはかる取り組み」	高知会館「白鳳」
特別分科会「自由発表」	セリーズ「筆山」

※「セリーズ」については高知市内主要地から距離があるため、参加者用のバスを手配する予定です。
詳細などについては後日、全国保育士会HPや申込サイト上でご案内します。

※1日目（全体会）の会場は高知県立県民文化ホールです。

※上記の分科会場は8月上旬時点での予定です。申込状況等によっては変更の可能性がありますことを
ご了承ください。



▲申し込みサイトはこちら

[illegible]

※シリーズの最寄駅はありません。移動バスを手配しますので、そちらをご利用ください。詳細はあらためてご案内します。

令和 6 年 9 月 3 日

保育部会 会員施設長様

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター

「福祉のお仕事就職フェア in OSAKA」

～福祉に出会う、つながるマルシェ～ の開催について(出展)協力をお願い

日頃より本センターの事業推進につきまして、ご協力をいただき、深謝申し上げます。
さて、本センターでは、「福祉のお仕事就職フェア in OSAKA」を令和 7 年 3 月 8 日(土)に開催するにあたり、下記のとおりご依頼申し上げます。

●開催概要

福祉業界で働くことの「楽しさ」や「ワクワク感」・「温かさ」「自由さ」を伝えるために、働く先で出会う利用者の思いを視覚化する。気軽に足を運び、福祉の仕事、職種、携わる人々の多彩さとその多彩さの中から、自分のお気に入りに出会う…「マルシェ」のような期待感たっぷりのフェアを開催する。

●ターゲット

福祉系大学出身でない新卒学生や第二新卒・無資格・未経験者(福祉系学生・一般求職者も変わらず対象)

●改善点

①これまでの開催での来場者は「介護・障がい」分野の方が大半を占めておりました。

②開催前の学校訪問では、「保育の養成校」の方からは「保育施設の出展もあるのですか？」との声が聞かれた。

①・②を踏まえて、

※今年度は、保育・児童分野の法人様に多くご出展をしていただき保育科の大学・養成校への訪問を強化し多数の学生に来場してもらえるよう取り組みます。(12 月に行われる保育士国家試験会場での周知など)

※「大阪府保育士・保育所支援センター」と協力し保育士登録者などに向けての周知を行う。

●注意点

※令和 6 年 10 月 16 日(水)にメール・FAX にてお知らせを行いますので、必ずご確認ください。

※尚出展法人数は、午前・午後それぞれ 89 法人、合計 178 法人と限りがございます。例年申込開始より、数日で全ての枠が埋まりますので、ご出展のお申込みは可能な限り早期のご応募をお願いいたします。先着順にて受け付けております。(応募状況によりご出展頂けない場合がございますので、ご了承ください。)

※昨年の出展料は 1 ブース 81,000 円でしたが、今年度は関連業者を選ぶ入札状況により変動する可能性があります。

●スケジュール(予定)

10 月 16 日～1 週間	メールと FAX にて申し込み開始
10 月 23 日(水)17 時	申込期間×切
10 月 28 日(月)	出展確定通知送付
11 月 1 日(金)	出展法人確定
12 月 2 日(月)	特設サイトアップ
12 月 3 日(火)	チラシ配架開始(大学・市町村・ハローワーク等)
令和 7 年 1 月中旬	事前説明会開催(ZOOM)

●問合せ先 「大阪福祉人材支援センター」 Tel 06-6762-9020 担当 平野・塩崎

入場無料・
入退場自由

無資格者・
未経験者
OK

履歴書不要
予約不要

福祉職を目指す
約600人が参加！

大学生

専門学校生

既卒
一般求職者

高校生

福祉のお仕事就職フェア in OSAKA

～福祉に出会う、つながるマルシェ～

2025年3月8日(土)開催予定

【第1部】 10:00～12:30

【第2部】 14:00～16:30

OMM (2F)

〈大阪府中央区大手前1-7-31〉

京阪電車「天満橋」駅東口

Osaka Metro 谷町線「天満橋」駅
北改札口からOMM地下2階に連絡

出展法人の声



福祉業界に興味のある方のみを集客できる
のはさすがです！

児童関係の仕事の話を聞けるのは、貴重なので、とても
学びになりました。

来場者の声



★出展法人情報やPR動画等を特設サイトにて公開！★
(1月上旬頃から順次公開予定)



大阪福祉人材支援センター



●問い合わせ先

(福)大阪府社会福祉協議会・大阪福祉人材支援センター

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター

TEL:06-6762-9020 (平日9時～17時) / FAX:06-6764-1574

令和6年度 保育部会正副部会長会議・常任委員会日程（9/3常任委員会時点）

	正副部会長会議（日時・会場）	常任委員会（日時・会場）	備考
9月	9月3日（火）13：30～15：00 大阪府社会福祉会館 5階 506会議室	9月3日（火）15：00～17：00 大阪府社会福祉会館 3階 301会議室	
10月	10月1日（火）13：30～15：00 大阪府社会福祉会館 4階 402会議室	10月1日（火）15：00～17：00 大阪府社会福祉会館 3階 301会議室	
11月	11月5日（火）13：30～15：00 たかつガーデン 2階 藤	11月5日（火）15：00～17：00 たかつガーデン 地下2階 アジサイ	
12月	12月4日（水）13：30～15：00 たかつガーデン 2階 蘭	12月4日（水）15：00～17：00 たかつガーデン 地下2階 アジサイ	
1月	1月開催 （※会場・時間調整中）	休会	【新年互礼会】 1月開催 （※会場・時間調整中）
2月	2月4日（火）13：30～15：00 大阪府社会福祉会館 5階 506会議室	2月4日（火）15：00～17：00 大阪府社会福祉会館 4階 401会議室	
3月	3月4日（火）13：30～15：00 大阪府社会福祉会館 5階 506会議室	3月4日（火）15：00～17：00 大阪府社会福祉会館 3階 301会議室	

※日時・会場等は変更になる可能性があります。予めご了承ください。